

翁方綱『蘇齋筆記』訳註(三)

西林昭一

要 旨

『跡見学園女子大学紀要』二十号所載の拙稿「翁方綱『蘇齋筆記』訳註(一)（八隸▽一二条）」を承
け、本号では、その巻十四（楷法▽一四条中、その五条を訳註するものである）。

凡 例

- ※ 各条には通し番号を附す。ただし、巻ごとに改めて「一」からおこす。
- ※ 原文には句読点を施し、訓下し文をそえ、語釈等を註記する。
- ※ 原文は正活字体で表記する。ただし底本の筆写体にかかる別字は、一々註記しない。
- ※ 訓下し文は、わが国での常用漢字を用い、また現代かなづかいとする。その際、書名には『』、
作品名・引用文は「」を附す。なお現代通行文において、かな書きを慣用とする漢字は、おお
むねこれに従う。なお語幹のルビは、最少限にとどめて附す。
- ※ 註記は、各条の訓下し文の後に附す。その際、書法に関する用語および人名・作品を主として簡
記し、その他の語は最少限にとどめる。なお註記中の引用文は、校勘にわたるものは原漢文、そ
の他は訓下し文とするが、訓下し文では、できるだけ多く原漢字をとどめるものとする。

蘇齋筆記 卷第十四

〔一〕蓋自結繩易書契以來。至於今日。則言楷法爲正矣。唐虞三代。又百官察萬民。行之千有餘年。不知純用古篆否也。以今所見商周彝器銘。皆古篆。則當日士人所習。民俗所通行。或未必悉與鍾鼎款識一律否。今無由考矣。若以後世所傳掘地得科斗書。云是考工記之篇。又如後世得班固漢書稿本。尙非隸楷。則周秦已上。竟是用篆以著竹帛。邈乎不可得聞也。楷書既作。因之遂生行草。而行草亦不可用於公私書籍。則楷之爲正。楷之爲則。其視周秦已前。古所用者。自較爲明曉。可以通行永久。其視篆隸之功。省倍而能垂遠無疑也。楷至晉而臻其成。至唐而博其業。宋後或以行入楷者。目之爲行楷。以致專言楷者。逐圓趨便。非楷之正也。故論楷法。斷以由唐溯晉爲正。

蓋し結繩 書契に易りてより以來、今日に至るまで、則ち楷法を言うを正となす。唐・虞三代、百官を父め万民を察し、これを行ふこと千有余年、純ら古篆を用うるや否やを知らざるなり。今見るところの商・周彝器の銘は、みな古篆なるをもってすれば、則ち当日士人の習うところ、民俗の通行するところは、あるいは未だ必ずしも悉くは鐘鼎款識と一律ならざるや否やは、今考うるに由なし。後世伝うるところの地を掘りて科斗書を得るをもってして、これをへ考古記の篇と云うが若き、又以後世班固の『漢書』稿本を得て、尙お隸楷にあらずとせるがごときなり。則ち周・秦已上、竟にこれ篆を用いてもって竹帛に著すこと、邈乎として得て聞かべからざるなり。楷書すでに作り、これに因り

て遂に行・草を生ず。しかれども行・草も亦た公私の書籍に用うべからざれば、則ち楷の正となり、楷の則となること、それ周・秦已前、古に用うるところのものに視ぶれば、自ら較や明曉たれば、もって永久に通ずべし。その篆・隸の功に視べ、省は倍して能く遠くに垂ること疑いなきなり。楷は晋に至りてその成を臻し、唐に至りてその業を博くす。宋の後あるいは行をもつて楷に入るものは、これを目して行楷となし、もつて専ら楷を言うものに致す。円を逐い便に趨くは、楷の正にあらずるなり。故に楷法を論ずるや、断じて唐より晋に溯るをもつて正となす。

(319) 書契 註(28)前出。

(320) 楷法 ここでは広く規範性を有するものをさす。この語は、晋の衛恒『四体書勢』の「隸書なる者は篆の捷なり。上谷の王次仲、始めて楷法を作る」に初出する。唐の張懷瓘の『書断』上へ八分の条にも「本と之を楷書と謂う。楷とは法也、式也、模也」とあつて、模楷の書と解釈するのがそれである。今日のいわゆる楷書をさすときは、一般的に「眞書」とか「正書」とよばれた。

(321) 唐虞三代 唐虞は註(159)前出、帝堯と帝舜。三代は註(28)前出、夏、殷、周の三王朝をさす。

(322) 父百官察万民 『周易』繫辭下伝の「百官以治、万民以察」にもとづく。父は『爾雅』釈詁に「治」という。

(323) 古篆 註(71)前出。

(324) 彝器銘 彝は常の意と解し、宗廟に常置する祭器をいう。例えば『左伝』昭公十五年の「故に能く彝器を王に薦む」の註に「彝は常なり。常宝す可きの器を謂う。云々」とある。また彝を法と解し祭器を宗廟に列置するのに一定の法則があることをいう。例えば『漢書』王莽伝「官司の彝器」の顔師古註に「(前略)周礼に六彝あり。彝は法なり。言うところは、器には法象する所の貌ある耳」という。多くは前者にしたがうが、祭祀に常備の祭器

は、時代や身分によって差があるから、彝器は礼器の総称として理解される。銘は本来、金属器に款識したものをさす。『国語』晋語一の「其の銘、之れ有り」の註に「器に刻するを銘と曰う」とあるように、広く金石の刻字をいう。

(325) 鐘鼎款識 鐘、鼎、款識の錯写。前註とはほぼ同義である。鐘鼎は彝器の代表としてあげたもの。款識は註(21)前出。

(326) 科斗書 また蝌蚪（蝌蚪）体ともいう。註(110)前出。

(327) 隸楷 註(179)前出。

(328) 著竹帛 註(162)前出。

(329) 邈乎 乎は助字で、邈矣、邈焉と同じく遙かむかしの意。

(300) 行草 行書、草書をさす。註記は卷十六の該当項にゆずる。

(331) 楷至晋而臻其成、至唐而博其業 翁方綱は前句に二王を、後句に唐の四大家を意識していることは、のちの各条によって推測できる。が、近年の出土史料によれば、楷書の書法としての完成は、すでに魏晋の交にあり（詳しくは拙著『中国新出土の書』104頁「馬鞍山朱然墓刻・謁」、西川寧「諸郡善王の墨書」、『書品』261号を参照）、書風としての多様化は南北朝にみられる（拙著前掲書118～153頁参照）。

(332) 行楷 ここでは、楷書ではあるが行書がかったものをさす。ただし、逆な体をさす場合もある。たとえば、唐の張懷瓘『書儀』に「夫れ行書は、草に非ず真に非ず、方を離れて円に通れ、季孟の間に在り。真を兼ねる者、之を真行と謂い、草を帯ぶる者、之を行草と謂う」とあるのがそれ。真行とい、行楷といっても同意であるが、行書味がかった楷書と楷書味がかった行書の境界は、判然としがたい。ただ翁方綱は、こうした行楷を楷書の範疇としないことは、次条以下の具体例によって示している。

(二) 篆圓隸方。今楷書承隸。自必以方爲體。其沿宋元以後諸家。不甚精詣於楷。專以行草習爲流便。因謂楷宜圓者非也。雖然蘭亭篆法也。卽化度醴泉⁽³³⁵⁾。亦皆圓神也。豈方板之謂乎。且卽廟堂碑唐石本意度擬遠。何

嘗如王彥超重刻之一意圓融耶。雖褚⁽³³⁹⁾薛⁽³⁴⁰⁾格意漸近圓腴矣。而實皆方格也。唐文整綸。亦自漢魏六朝出。雖唐人經學之盛不及兩漢。而陸⁽³⁴¹⁾釋⁽³⁴²⁾孔⁽³⁴³⁾疏。尙與漢學相近。不似宋後之學。一以講求義理。而蔑視古之詁訓者也。逮至八股⁽³⁴⁴⁾既興。士皆束注疏不觀。而書家亦多疎於楷法。趨習行草矣。今當經術昌明。士皆漸知攷訂古學。必當上追隸古。作楷以率更方正爲圭臬。庶可漸知晉人筆意。此亦學古者。崇正黜浮之一端耳。

篆は円隸は方なり。今楷書は隸を承け、自ら必ず方をもって体となす。それ宋・元以後の諸家、甚だしくは楷に精詣ならざるに沿り、専ら行・草をもって習いて流便をなし、因りて楷は宜しく円なるべしと謂う。非なり。然りと雖も、蘭亭は篆法なり。即ち化度・醴泉も、亦た皆に円神なるものなり。豈に方板の謂ならんや。且つ廟堂碑唐石本の意度擬遠なるに即かば、何ぞかつて王彥超重刻の、一に円融を意とすることくならんや。褚・薛は格意漸く円腴に近しと雖も、実はみな方格なり。唐文の整綺も、亦た漢魏六朝より出ず。唐人經學の盛んなる 兩漢に及ばずと雖も、陸⁽³⁴¹⁾釋⁽³⁴²⁾孔⁽³⁴³⁾疏は、尙お漢學と相い近し。宋後の學の、一に義理を講求するをもってして、古の詁訓を蔑視するものに似ざるなり。八股⁽³⁴⁴⁾すでに興るに至るに逮びては、士皆に注疏に束られて觀あらず。しかうして書家も亦た多く楷法に疎く、行・草に趨り習う。今、經術の昌明なるに當り、士は皆に漸く古學を攷訂するや、必ず当に上は隸古を追うべきを知る。楷を作るや率更の方正をもって圭臬となすも、漸く晋人の筆意を知るべきに庶⁽³⁴⁵⁾る。これも亦た古を學ぶ者の、正を崇め浮を黜⁽³⁴⁶⁾く

の一端なるのみ。

(333) 篆円隸方 元の鄭杓『衍極』書要篇に「篆貴円、隸貴方」というのをふまえ、篆、隸各自の造形的特性を要約したものである。

(334) 流便 停滞しないこと。梁武帝『書評』に、「王彬之の書は、放縱快利、筆道流便なり」の用例がある。

(335) 化度醴泉 歐陽詢の化度寺碑と九成宮醴泉銘をさすが、註はそれぞれ本巻の「七」条にゆずる。

(336) 円神 『周易』繫辭上に「著の徳は、円にして神なり。卦の徳は方にして知なり」とあるのをふまえ、註の「円は運りて窮まらず、方は止まりて分有り。云々」を頭におき、ここでは化度寺碑と九成宮碑の円渾なる神妙さをいう。

(337) 廟堂碑 虞世南の孔子廟堂碑をさす。註(138)前出。

(338) 王彦超重刻 孔子廟堂碑のいわゆる陝西本のことであるが、註は本巻の「七」条にゆずる。

(339) 褚薛 褚遂良と薛稷。褚遂良は註(321)前出。この薛は、楊守敬の『学書通言』(碑評)に「欧・虞・褚・薛」の薛は、「薛稷を謂うなり」というのにしたがう。薛稷は、貞観二—先天二年(六四九—七一三)。唐代中期の官僚・書画家。字は嗣通、山西省汾陰の人。曾祖は隋の薛道衡、祖は太宗時の薛収、父の名は不明であるが、収の子元超の従子で、母は唐朝創業の功臣、魏徴の女である。武則天の朝、進士に及第し、文章で名があった。中書舎人に起家し、中宗の景竜の末に、諫議大夫、昭文館学士を累官し、睿宗の朝(七一〇—七一二)、黄門侍郎に拜し晋国公に封ぜられ、左散騎常侍、太子少保、工部尚書、礼部尚書を歴任したが、先天二年、太平公主の謀叛が発覚し、宰相竇懷貞に連坐して獄死した。その書は『新唐書』卷三の本伝に「稷の外祖・魏徴の家に、多く虞・褚の書を蔵す。故に鋭精臨倣し、結体遒麗たり。ついに書を以て天下に名あり」という。張懷瓘の『書断』下(妙品)に「書は褚公を学ぶ。尤も綺麗を尚び、媚好膚肉は、師の半ばを得。河南(褚遂良)の高足と謂う可し。甚だ時の珍尚する所と為る。(中略)稷の隸(楷)。

行は能に入る。草書もまたその亜なり」とある。また董道の『広川書跋』卷七(薛稷雜碑)に、「(前略)薛稷は書に於て欧・虞・褚・陸の遺墨を得、至って備わるの故に、法に於て拋る可し。然れども其の師承血脈は、則ち褚に於て近しと為す。用筆の纖瘦、結字の疏通に於ては、又た自ら別に一家を為す。(後略)」という。その書跡は宋の闕名氏『宝刻類編』に十四種を挙げているが、現在みられるのは「昇仙太子碑」(六九九年)の碑陰題名および碑陽首末の三三字、また「信行禪師碑」(七〇六年)のみである。が、褚法を学んで纖瘦媚好の趣で一幟を樹てている。また花鳥人物画を善くしたが、ことに鶴を画くことに長じ、鶴といえれば必ずず薛稷が称揚され、李白に稷の画讀があり、杜甫に稷の「鶴詩」があつて、世に伝わるといっている(『宣和画譜』卷一五)。

ちなみに従兄の薛曜(生卒不詳)も書名があり、その「封祀壇碑」(六九六年)、「夏日遊石淙詩并序」・「秋日宴石淙序」(七〇〇年)は、楊守敬の『平碑記』に「書法、瘦勁奇偉たり。郭蘭石(郭尚先)謂う、宋の徽宗の瘦金の祖為りと。良に是なり。云々」と評される。曜もまた褚法に学んだようであるが、稷とは一味ちがった瘦硬の趣である。伝は『旧唐書』卷七三、「歴代名画記」卷一、「述書賦」、「書史会要」卷五などにみられる。

(340) 整綺 見かけない語であるが、ここでは美しく整っている文体をさす。

(341) 陸釈孔疏 陸徳明(生卒不詳)名は元朗の『經典釈文』三十卷、孔穎達(五七四—六四八年)字は仲達の『五經正義』百八十卷をさす。なお「孔の疏」というのは、例えば『尚書正義』は漢の孔安国の伝、唐の孔穎達の疏、『春秋左伝正義』は晋の杜預の注、孔穎達の疏より成るところから、かくいう。

(342) 義理 下文にいう「古の詰訓」即ち、古典の字句を忠実に解釈しようとするいわゆる訓詁学に対し、道理の真髓を求めめる意である。

(343) 八股 八股文のこと。明・清時代の科挙試における答案の文体で、明の成化(一四六五—一四八七年)以後に、章懋ほかの作家が出て、文体の定型化が果されたという。破題、承題、起講、起股、虚股、中股、後股、結束より構成し、中間の二股がまた両股に分れることから八股文と名づけられるが、両股は対偶をとり、句末は平仄を相い対せしめることを条件としている。詳しくは横田輝俊氏「八股文について」(『広島大学文学部紀要』24—3)参照。

(374) 隸古 註(176)前出。
(345) 率更 太子率更令に官した欧陽詢の別称。

〔三〕 歐陽文忠(346)。謂書必有法(347)。而薄鍾王虞柳(348)。蓋不欲斥其遠祖、而改言之書。然說文(349)既是篆書。字林不傳於世。則學者豈有日抄寫玉篇廣韻諸書。以爲肆習書學者乎。魏晉已後。變隸爲楷。則右軍之樂毅論黃庭經(350)。其即楷之凡將急就矣。如謂中有破體(351)。則漢隸何嘗悉準六書(352)。而徒薄視晉唐以下書家。爲淪茗看畫之末蕪(353)。而又未嘗明示以楷法當準何人之式。則是徒啓高談(354)。究非實用耳。

歐陽文忠は、「書には必ず法あり」と謂う。しこうして鍾・王・虞・柳(348)蓋しその遠祖を斥くを欲せずして、改めて柳との書を薄んず(349)。然れども『説文』はす(350)でにこれ篆書にして、『字林』も世に伝わらざれば、則ち学ぶ者は豈に日に『玉篇』・『広韻』の諸書を抄写し、もって書学を肆習せりとなす者あらんや。魏晉已後、隸を変えて楷となす。則ち右軍の樂毅論・黃庭經は、それ即ち楷の凡將・急就たり。中に破体ありと謂うがときは、則ち漢隸何ぞかかつて悉く六書を準とせん。しこうして徒らに晋唐以下の書家を薄視し、淪茗看画(351)の末芸となして、又に未だかつて楷法をもつて、当に何人の式に準すべきかを明示せざれば、則ちこれ徒らに高談(352)を啓くものにして、究めて實用にあらざるのみ。

(346) 歐陽文忠 文忠は歐陽脩の諱。註(211)前出。
(347) 書必有法 書には文字としての法則性をふまえるべきことをいう。下文

から推して、書法の謂いではない。欧陽脩の『六一題跋』卷十に「學者、皆に云う、鉉（徐鉉）の筆は、未だ工ならずと雖ども、字学有り。一点一画に皆な法有る也」とに拠るか。

(348) 鍾王虞柳 鍾繇(註188)前出、王羲之(本卷「七」註後出)、虞世南(本卷「七」註後出)、柳公権のこと。この双註にいう「遠祖」とは欧陽詢をさす。虞・欧と並称されても、虞・柳とは並称されることはないのに、ここに虞柳というのは、「文字学の素養がない」と貶す対象から、先祖の欧陽詢をはずして柳公権を入れたためである。ちなみに、柳公権は顔真卿と並称して、顔柳ということはある。

柳公権は、大曆十三—咸通六年（七七八—八六五）。唐代後期の官僚・書家。字は誠懸、陝西省華原県の人。憲宗の元和（八〇一—二〇）の初め、進士に及第して秘書郎に起家した。穆宗が即位（八二一）し、かれを召見したとき「我、仏寺に於て卿の筆蹟を見て、之を思うこと久し」といい、即日、右拾遺に拜せられ、翰林院侍読学士に充てられた。のち敬宗・文宗に侍書学士として仕え、中書舍人、工部侍郎を歴て、宣宗のとき工部尚書に進み、武宗が即位（八四一）して河東郡公に封せられ、太子少師に進み、太子太保をもつて致仕した。柳公権の逸話でもっとも人口に膾炙しているのは、穆宗がかつてかれに用筆法をたずねたところ、「用筆は心に在り。心正しければ、筆正し」と答えたので、穆宗は筆法に托しての諫言であることを悟り、容を改めたという。いわゆる「筆諫」の故事である。公権は、經学にも造詣は深かったが、とりわけ書法をもつて著名である。その書は、初め王羲之を学び、ついで近人の筆法を研究して一家をなしたといわれる。行草書も能くしたが、ことに楷書にすぐれた。当時、その書名は内外に聞え、公卿・大臣の家の碑版の書は、ほとんど公権の手筆で、もしかれの直筆でなければ、子孫は不孝者と見做されたという。一方、国外から入貢の使者も、みな公権の書を求めたため、贈られた金品は巨万に達したといわれている。公権の書の出自について、宋の朱長文『統書断』〈妙品〉に「其の法は顔（真卿）に出で、而して加うるに遯勁豊潤を以てし、自ら一家を成す。而れども顔の体局の寛裕なるに及ばざる也。云々」という見解は当を得ている。顔真卿の書と比較して宋の周必大『平園集』〈赤箭帖〉に「顔筋柳骨、古、成説有り。云々」

という。顔真卿の書には筋が多く、柳公権には骨の多いことを評す有名な成句であるが、唐代の文献には見かけない。宋人や明人の多くはその書を高く評価するが、米芾の『書史』には、「柳公権は欧(陽詢)を師とするも、及はざること遠く甚しくして、醜怪悪札の書と為す。柳よりして始めて俗書有り」といい、俗で醜怪とまで貶している。米芾が晋人の韻致を理想とする理念とは相い容れないからであろう。公権の伝世の碑版に、金剛般若経(八二四)、李晟碑(八二九)、馮宿碑(八三七)、符璘碑(八三八)、玄秘塔碑(八四一)、劉沔碑(八四八)、それに一九八六年、陝西省西安市出土の回元觀鐘樓銘(八三六)がある(拙著『中国新出土の書』一七七頁参照)。伝は『旧唐書』卷一六五、『新唐書』卷一六三、『集古録跋尾』卷九、『宣和書譜』卷三、『墨池篇』卷三にみえる。

(349) 説文 漢の許慎『説文解字』をいう。註(9)前出。

(350) 字林 書名。劉宋の呂忱の撰、七卷。文字の訓詁を記す。『唐書』百官志に「唐の書字博士、諸生を掌教するに、石經・説文・字林を以て韻業と為す」とある。『説郭』、『字書四種』に収められている。なお宋の呉恭の『字林音義』五卷、清の任大椿『字林考逸』八卷などの註釈書もある。

(351) 玉篇 書名。原本は梁の顧野王の編で三十卷(『隋書経籍志』は三十一卷とする)。「説文」を増広改正し、一々亥部にいたり部首五四二部に分けているが、配列は『説文』と異なり、親字を隷書で記している。註解には経伝を広汎に引用し、馬融・鄭玄・包咸・孔安国・賈逵・杜預・王逸・郭璞などの説にわたっている。撰書後まもなく蕭愷らは、これを繁雑だとして改削した。さらに唐に至って敎家が増損を行ったが、就中、蕭宗の上元元年(七六〇)に孫強が増改したものが重んぜられた。このうち顧野王の原本は亡佚し、宋の真宗の大中祥符六年(一一〇一三)、勅を奉じて陳彭年らが上元本に依って重修し、増字した。これが現行本で、『重訂玉篇』または『大広益芸玉篇』という。刊本には、宋槧本、元槧本、明刊本、清刊本、朝鮮刊本、日本刊本があるが、最も流布しているのは清刊本である。なお楊守敬が日本在中に入手した写本四巻があり、孫強が増改以前の貴重なもので、その『古逸叢書』に収められている。

(352) 広韻 書名。正名は『大宋重修広韻』という。五巻。二〇六韻に分けて

文字を排列し、各字の音訓を注解したもので、各巻の首に目録を入れ、毎韻の反切と独用同用を注し、巻末に双声疊韻法・六書・八体・弁字五音法、弁四声例法・弁四声輕重濁法を附している。この韻書は、はじめ隋の陸法言らが仁寿元年(六〇一)に完成した『切韻』五巻を、唐の天宝十載、孫愷が増広して『唐韻』と称し、さらに宋の真宗の勅を奉じて陳彭年らが増補し、大中祥符元年(一一〇七)に完成したものである。

(352) 楽毅論・黄庭経 次の「四」条の註(352)・(353)後出。

(353) 凡将・急就 ともに書名で、凡将篇と急就章のこと。凡将篇は、漢の司馬相如の編した辞書であるが早くに亡佚した。清の馬国翰が佚文を集めたものを『玉函山房輯佚書』小学類第七五冊に収めている。急就篇は『隋書経籍志』には『急就章』とあり、いまは多く急就章という。漢の元帝(前四八—三三在位)のときの史游の撰、四巻。三十四章(一句七字で毎章六三字)から成り、万物の名や人の姓氏を列して解釈を加えている。ほぼ類に随って並べられ、別に門目を立ててはいない。急就とは速成の意であり、兒童のため一種の字典で、一字も重複する文字がない。唐の顔師古の注、王応麟の補注、清の孫星衍の考異、王国維の校本がある。また刻帖には、呉の皇象の書と伝えられる『松江本』と『玉煙堂帖』本、『三希堂法帖』に刻入する趙孟頫臨本がある。北宋の徐鉉、明の宋克も好んで急就章を書いている。なお今世紀に入って、敦煌で出土した漢代の簡牘や、河南省洛陽出土の刻字磚、また西域出土の晋代の残紙や高昌国遺趾出土の墨書磚のものがある。

(355) 破体 いわゆる俗字・異体字の意と、王献之が開創したという書体の意との二義がある。が、ここでは前者。阮元の『北碑南帖論』に、「北朝の碑字は、破体 太だ多く、惟だ字に因りて分隸を雜う。兵戈の間、人として講習する無く、遂に六書をして混淆せ使め、壁に響いて虚造す。然れども江東(南朝)の俗字も亦た復た少なからず。云々」とあって、二王や唐の欧・虞の俗字の幾つかを挙げている。また、清の錢泳の『履園叢話』・書字「六朝人書」にも「刁遵・高湛・鄭道昭・元太僕・啓法寺・竜藏寺の諸碑の如きは、実に欧・虞・褚・薛の祖する所なり。惟だ時に乱離に遇い、未だ文翰を講論するに遑あらざれば、甚だ破体雜出するに至るのみ」といっている。ちなみに、王献之の破体については、唐の張懷瓘の『書議』に「子敬(王献之)の

法、草に非ず行に非ず。草に流便に、行に開張し、草又に其の中間に宛る」とあり、徐浩の『論書』（『書苑菁華』卷十一所収のもの）に「右軍（王羲之）の行法、小令（大令すなわち王献之の誤り）の破体は、皆に一時の妙なり」とある。

(356) 六書 註(69)前出に触れたが、ここではその前者。

(357) 論者看画之末芸 原文「末芸」の「藝」は、藝の別字として用いる「藝」あるいは「秋」の錯写であろう。論者は煎茶に同じであるが、看画と熟し、趣味的であるとの意は、典拠がありそうに思うが、なお検索しえない。

(358) 高談 ここでは声高な無用の議論の意。

〔四〕 隸變爲楷。則力命表其最可法矣。然而究是隸初變楷時也。今言楷法。莫先於唐人之言晉法。則褚遂良於中禁西堂。手定右軍書品。一日樂毅論⁽³⁶²⁾。二曰黃庭經⁽³⁶³⁾。三曰東方畫像讚也⁽³⁶⁴⁾。若以後來摹勒法帖。則莫先於宋人之祕閣帖。祕閣帖自淳化祕閣。止有蕭子雲書列子。而無二王楷書。至元祐祕閣。乃有右軍楷書。則樂毅黃庭東方贊也。据此論之。則楷法以樂毅黃庭爲定矩無疑也。其後宋帖又無真本。世行石本。千百臨摹。而楷書必以三帖爲高曾矩矱也。其子孫系續。固弗克畢肖。而尙有其大端在也。黃庭則無論其別刻者。又矜言精校者。皆非元祐祕閣之本矣。卽其出於祕閣者。亦又不盡歸一。而元祐祕閣之黃庭真本。無由以見也。尙或取其近似祕閣者。以爲。祕閣黃庭云爾。東方贊則祕閣本之行次具在也。見岳倦翁寶真齋法書贊⁽³⁷⁰⁾世行乃無一合者。且有訛舛。則祕閣之東方贊。又不可見。惟有樂毅論元祐祕閣本系述分明可按也。元祐祕閣所刻。是樂毅論全文。一傳而翻。爲南宋之越州學舍本。再傳則分二支焉。其正宗則明長洲文氏停雲館全文之本。孫月峯疑有墨迹尙在。而不知出於宋越州學舍帖也。其旁支則南宋末有翻刻本。字勢稍展放。今日舊拓存者。或混入僞潭帖僞鼎帖內。世亦莫

知其爲越州學舍帖之嗣也。宋元後不知何年。又有從此本以絹素重寫。又稍破觚爲圓⁽³⁷⁶⁾。明新安吳用卿得之。侈爲晉蹟。勒石於餘清齋帖。邢子愿董思白⁽³⁸⁰⁾。及近今之王若林⁽³⁸¹⁾。皆盛加推許。以爲楷法之神品也。元祐祕閣樂毅論全文之本。卽岳倦翁所稱神妙⁽³⁸²⁾。陸放翁所謂小字縱橫馳騁者⁽³⁸⁴⁾。今世所罕見矣。而越州學舍重開元祐祕閣本。尙有舊拓本。世亦罕知者。則此間原委味沒久矣。近日王若林論楷書。以樂毅爲正宗是已。而其言但舉吳江邨藏本。其識見尙出張米庵下。張米庵見吳江邨本。定爲宋元以後人所書。此人眼力。過於邢董遠矣。若林又云。宋越州石氏本。精華已銷乏矣。此語但指文氏停雲館所摹言之。然而宋時最重海字本。越州石氏所刻樂毅論。卽海字本也。此本止有前半。纔踰中段。已僅存三小行。三小行之末行。僅存一海字。故稱曰海字本。文氏停雲館。亦取以入石。卽其後不全本也。而又闕失其後三小行⁽³⁹¹⁾。世亦未有知其爲海字本者矣。文氏家鑄工章簡父子⁽³⁹²⁾。自鑄一石。名曰墨池堂帖⁽³⁹³⁾。內有此本。却有後三小行。至海字止。章氏墨池之刻。却自越州石氏本出。此所謂海字本者。歐陽永叔趙明誠皆見之⁽³⁹⁴⁾。而言之不詳。後傳於錫山徐氏⁽³⁹⁵⁾。朱子亦嘗見之⁽³⁹⁶⁾。至宋末王順伯碑錄詳言之⁽³⁹⁷⁾。順伯見此石謂。石已磨滅。乍見竟若無字。細視僅存字骨。想不傳遠矣。今所見文氏停雲館本。蓋又從宋末重刻石氏本。又再翻者。以愚審定。元祐祕閣本是梁摹。越州石氏本是唐摹也。二本實亦同原。今惟賴文氏停雲館刻。尙存其全文之眞影。章氏墨池堂刻。存其不全本之眞影。此皆遠在吳江邨所藏本之上。今之學者。不知此帖本末同異之原委。惟一王若林。揚詡吳江邨本。以爲晉蹟。則楷法之所自。無由明白矣。又明末金壇王氏鬱岡齋帖之樂毅論。亦卽其時借吳用卿藏本所摹。鬱岡齋又有文

三橋所跋焚香贊頌之本。皆非停雲館内一全本之比矣。甚至戲鴻快雪所刻樂毅論。後有貞觀六年中書令河南郡公之褚銜。貞觀六年褚公尙未筮仕。而已有此銜。乃笑柄也。而董馮二文敏⁽⁴⁸⁾。皆不知其非。至今村塾學童。家奉一冊爲楷模。可慨也已。

隸變じて楷となる、則ち力命表それ最も法とすべし。然りしこうしてこれ隸初めて楷に変ずるに究まれるの時なり。今楷法を言うは、唐人の晋法を言うより先なるはなし。則ち褚遂良 中禁西堂において、手ずから右軍の書品を定む。一に曰く〈樂毅論〉、二に曰く〈黃庭經〉、三に曰く〈東方画像讚〉なりと。若し後來の摹勒法帖をもつてすれば、則ち宋人の秘閣帖より先なるはなし。秘閣帖は淳化の秘閣より、止だ蕭子雲の書せる〈列子〉あるのみにして、二王の楷書なし。元祐の秘閣に至りて、乃ち右軍の楷書あり。則ち〈樂毅〉・〈黃庭〉・〈東方贊〉なり。これに据りてこれを論ずれば、則ち楷法は〈樂毅〉・〈黃庭〉をもつて定矩となすこと疑いなきなり。その後の宋拓 又にも真本なし。世に行わる石本は、千百 臨摹さる。しかして楷書は必ず三帖をもつて高曾の矩矱⁽⁴⁹⁾となすなり。その子孫の系統せる、固より克く畢くは肖⁽⁵⁰⁾されども、尚おその大端の在るあるなり。〈黃庭〉は則ちその別刻なるもの、又にも矜りて精校を言うものに論なく、皆に元祐秘閣の本にあらざるなり。即ちその秘閣に出ずるものも、亦た又にも⁽⁵¹⁾一に帰せず。しかして元祐秘閣の黃庭の真本は、由りてもつて見るなきなり。尚おあるいはその秘閣に近似せるものに取りて、以⁽⁵²⁾爲らく、〈秘閣黃庭〉と⁽⁵³⁾尔か云う。東方贊は則ち秘

閣本の行次 具さに在るなり。岳倦翁の「宝晋書法書贊」に見ゆ、世に行うは乃ち一として合するものなし。かつ訛舛あるなれば、則ち秘閣の東方贊は、又にも見るべからず。惟だ〈樂毅論〉は元祐秘閣本の系述分明 按ずべきものあるのみ。元祐秘閣に刻するところは、これ樂毅論の全文なり。一たび伝わりて翻せられ、南宋の越州学舎本となる。再伝しては則ち二支に分る。その正宗は則ち明の長州の文氏停雲館の全文本なり。孫月峰 墨跡の尚お在るあるかと疑うも、宋の越州学舎帖より出ずるものなるを知らざるなり。その旁支は則ち南宋末 翻刻あるの本にして、字勢 稍や展放なり。今日旧拓の存するものは、あるいは『偽潭帖』・『偽鼎帖』内に混入せるものにして、世 亦たその越州学舎帖の嗣たるを知らざるなり。宋・元の後何れの年なるかを知らざるも、又にもこの本従り絹素をもつて重写し、又にも稍や觚を破りて圓となすものあり。明の新安の呉用卿これを得、侈⁽⁵⁴⁾りて晋の蹟となし、『余清齋帖』に勒石す。邢子愿・董思白より、近今の王若林に及ぶまで、皆に盛んに推許を加え、もつて楷法の神品となすなり。元祐秘閣の〈樂毅論〉全文の本は、即ち岳倦翁 称するところの「神妙」なる、陸放翁のいわゆる「小字 縦横に馳騁す」るものにして、今の世 罕に見るところなり。しかして越州学舎 重開の元祐秘閣本には、尚お旧拓本あり。世にも亦た知る者 罕なれば、則ちこの間の原委 昧没すること久し。近日、王若林 楷書を論じ、〈樂毅〉をもつて正宗となすは是なるのみ。しかしてその言は但だ呉江邨の藏本を挙ぐるのみ。その識見は尚お張米庵の下に出ず。張米庵は呉江邨本を見、定めて宋・元以後の人の書するところとなす。この人の眼力、邢・董に過ぐることを遠し。

若林 又云「宋の越州石氏本は、精華すでに銷乏せり」と。この語は但だ文氏の停雲館摹するところを指してこれを言うのみ。然りしこうして宋時には最も海字本を重んず。越州石氏に刻するところの楽毅論は、即ち海字本なり。この本は止だ前半あるのみ。纔かに中段を踰え、すでに僅かに三小行を存するのみ。三小行の末行、僅かに一「海」の字を存するのみ。故に称して海字本と曰う。文氏 停雲館も、亦た取りてもつて石に入る。即ちその後の不全本 これなり。文氏の家の鐫工なる章簡父の子、自ら一石を鐫り、名づけて『墨池堂帖』と曰う。内にこの本あるも、却つて後の三小行あり、海の字に至りて止まる。章氏の『墨池』の刻は、却つて『越州石氏本』より出ず。このいわゆる「海字本」なるものは、歐陽永叔・趙明誠皆にこれを見るも、これを言いて詳しからず。後に錫山の徐氏に伝わる。朱子も亦たかつてこれを見る。宋末の王順伯の『碑録』に至りて詳しくこれを言う。順伯 この石を見て謂う、「石すでに磨滅し、乍ち見れば竟に字なきが若し。細視すれば僅かに字骨を存す。遠きに伝わらざるを想う」と。今 見るところの文氏の停雲館本は、蓋し又宋末 重刻の石氏本従り、又再翻せるものなり。愚の審定をもつてすれば、『元祐秘閣』本はこれ梁摹、『越州石氏』本はこれ唐摹なり。二本 実亦た原を同じうす。今は惟だ文氏の停雲館の刻に頼りて、尚おその全文の真影を存し、章氏の墨池堂の刻はその不全本の真影を存す。これ皆に遠く呉江邨 所蔵本の上に在り。今の学者は、この帖の本末同異の原委を知らず。惟だ一 王若林のみ、呉江邨本を揚詔し、もつて晋蹟となすは、則ち楷法の自るところ、由りて明白なるなし。又明

末の金壇の王氏『鬱岡齋帖』の「楽毅論」も、亦た即ちその時 呉用卿の蔵本を借りて摹するところなり。鬱岡齋は又文三橋 跋するところの香を焚きて賛頌せるの本あり。皆に停雲館内の一全本の比にあらず。甚しきは『戲鴻』・『快雪』刻するところの「楽毅論」に至りては、後に「貞観六年、中書令・河南郡公・褚」なる銜あり。貞観六年は、褚公尚お未だ筮仕せず。しかるにすでにこの銜あるは、乃ち笑柄なり。しかして董・馮二文敏は、皆にその非を知らず。今 村塾の学童に至るまで、家に一冊を奉じて楷模となす。慨すべきのみ。

(359) 力命表 鍾繇の書と伝える小楷であるが、集帖でしかみられない。『墨池堂帖』、『玉煙堂帖』、『快雪堂帖』に刻入されている。中に就いて、王羲之臨という快雪堂帖本八行が精刻である。ただし翁方綱がどの集帖本に依っているかは明らかでない。

(360) 褚遂良 註(361)前出。

(361) 手定右軍書品 『法書要録』卷三に「晋右軍王羲之書目正書褚遂良撰」と題して收入するものをさす。したがってここの「書品」は、「書目」の錯字である。なお上句の「中禁西堂」は、この「右軍書目」の跋語中に見える。

(362) 楽毅論 三国魏・夏侯玄、字は泰初が作った文章を王羲之が小楷で書いたと伝える書跡をさす。本文は四二行であるが、前の首行に「楽毅論 夏侯泰初」、末行に「永和四年十二月廿四、書付官奴」の各一行を入れており、この標題と款記を合せば、褚遂良の『右軍書目』の「第一楽毅論四十四行書付官奴」に合致する。王書の楽毅論が初めて著録にみえるのは、『法書要録』卷二「陶隱居与梁武帝論書啓九首」である。その第二首に武帝が「楽毅論は乃ち微（やや）僉健なり。恐らくは真迹に非らん」といい、陶弘景もまた第三首でこれに賛同しているが、当時すでに摹本であつたらしい。これと同一本をいうのであろうが、隋の智永の「題右軍楽毅論後」(『法書要録』卷二)に、「楽毅論なる者は、正書の第一なり。梁の世に模出し、天下之を珍とす。蕭・阮

の流自りして、臨学せざるは莫し。云々」という。この梁摹本と同一本かどうかは不明であるが、唐の太宗の内府に楽毅論も入った(『法書要録』卷三所収、武平一「徐氏法書記」参照)。褚遂良の鑑定を経て「右軍書目」に載せられ、また『摹本楽毅論記』をしたためたのはこれであろう。褚遂良によれば、貞観一三年(六三九)に、楽毅論を馮承素に模写させて、長孫無忌ら六人に下賜したという(『法書要録』卷三「摹本楽毅論記」)。ただし「徐氏法書記」には別説があり、楽毅論および雑帖を、長孫無忌ら六人に下賜し、別に武則天も宝重したという。この当否は措くとして、唐の徐浩『古蹟記』

(『法書要録』卷三)によれば、中宗の末年ころに、この梁摹本は焼失した。すなわち「此れ(中宗朝)自り内庫の真蹟は、諸家に散落す。「武則天の女」太平公主は、楽毅論を愛して織成の袋を以て盛置し、箱を作りて暴む。「太平公主」籍没の後に及び、咸陽の老嫗有り、竊みて袖中に挙ぐ。県吏、尋いで寛り、遽にして奔り趁う。嫗は乃ち驚懼して之を竈下に投ず。香は数里に聞ゆるも、復た得可からず。云々」とあるのがそれである。現存の楽毅論はすべて刻帖であるが、さきに触れた馮承素の搨摹六本中の一が、いつのころかに上石されたのであろう。

石本に関しては、宋の歐陽脩『集古録跋尾』卷四「晋楽毅論」が初見であるが、これを引く趙明誠の『金石録』卷二〇が、その後の事情にも触れ、『宝刻叢編』卷一四にはまた、徐平甫や王厚之らの異聞をも引いている。『金石録』は「右の楽毅論石本は、高紳字士の家に旧蔵す。集古録に『紳死し、其の子弟、石を以て錢を富人に質す。而して富人の家失火し、遂に其の石を焚く』と云う者は非也。元祐の間(一〇八六—一九四)、余、親の徐州に官せるに侍する時、故の郎官の趙竦、旨を被りて呂梁洪を開き、此の石を挈えて随行するも、已に断裂し、木を用って匣を為りて之を貯す。竦尤も珍惜し、親旧の墨本を求むる者有らば、必ず手摸して以て之を遺る。竦歿し、今遂に所在を知らず」という。『宝刻叢編』所引の徐平甫によれば、まず石刻に二種あることをいい、次いで旧聞だと断って、高紳が秣陵の井中から所得した一石は、王羲之みずから石に書いたものが唐の昭陵に附葬され、五代の梁に温韜が盗掘して入手したといっている。徐平甫のいう二石とは、元豊(一〇七八—八五)の初めに太湖の中から所得した、正面に十三行、背面に

六行の刻がある一残石と、高紳所得の二十九行で最後が「海」一字で止まっている残石である。前者の伝わる拓はないが、後者はいわゆる「海字本」と称する系統のもので、後註(37)の石邦哲の『博古堂帖』、一名「越州石氏」本や、董其昌の『戲鴻堂帖』本その他がある。一方、これら不全本とは別に、完本四十四行を刻入したものと、翁方綱のいう『元祐秘閣統帖』(一名『建中靖国秘閣統帖』、完本なし)本、それに明の吳廷所蔵の絹本から刻入した『餘清齋帖』本その他がある。なお完本末行の款記に「永和四年」の紀年で「付官奴」のあるものもないもの、また「永和十二年、云々」とあるもの(元祐三年賈氏九思堂勒石本)の三種がある。これらの刻石の真偽優劣については、古来衆説あつて定まらない。就中、翁方綱は、諸本を対校して『楽毅論宋人翻刻原委表』を著し(稿本石印)、またその『復初齋文集』卷二七に『跋南宋本楽毅論二種』があるなど、要するに元祐秘閣本を推重する。一方、楊守敬はその『平帖記』の「翁潭溪楽毅論譜系」で、翁説を駁し、餘清齋帖本こそ、梁摹ないしは唐初の搨摹だといっている。楽毅論についての研究書は、拙稿「王羲之関係文献目録」(『王羲之書蹟大系』研究篇)に列挙しておいたが、宇野雪村氏の「王羲之の小楷」(『王羲之書蹟大系』解題篇)に、現行諸本についての多角的な考察があり、また藤原有仁氏の解題(同上解題篇)がある。なお御物の光明皇后臨と伝える楽毅論は、現行のどの系統のものに依ったかについても異論があるが、ここでは紹介を省く。

(363) 黄庭経 道家の養生法などを述べた經典で、黄庭外景経、黄庭内景経ほか数種があり、このうち王羲之が書写したと伝える前者の小楷を、ここではさす。本文は五八行であるが、標題一行と末行に「永和十二年五月廿四日五山陰懸写」の款記がある。この行数は褚遂良『右軍書目』の「第二黄庭経六十行与」に合致する。黄庭経が初めて著録にみえるのは、齊の王僧虔の作とされる「筆意贊」(『書苑菁華』卷十八)の「先ず告誓を臨し、次いで黄庭を写す。云々」である。が、『書苑菁華』は採録の杜撰を指摘される(余紹宗『書画書録解題』参照)ため、「筆意贊」にも疑問がないわけではない。信じられるものとしては、註(36)前出の「陶隱居与梁武帝論書啓」の第五首に「逸少の有名の迹は数首に過ぎず。黄庭・勸進・像讚・洛神、此れ等は猶お存するを得るや不(いな)やを審らかにせず」とあるのがそれである。この

前文では、宋の元嘉中の撰集にはなお存在していたと推測させるが、その後散佚して、梁の秘庫には入っていない。したがって唐・太宗の内府に入り、さきの「右軍書記」に採録されたものは、真蹟か搨摹かも不明である。ただ徐浩の「古蹟記」によれば、玄宗の開元五年（七一七）に二王の真迹を収綴したうち、王羲之の「黄庭第一」、画讀第二、告誓第三。云々なる正書三卷があったが、安祿山の乱で内府の珍宝は散佚した。さらに乱後にまた、二王の書二百余卷を搜訪したが、黄庭経の真蹟は、安祿山の部下の張通儒が幽州に向う途中に行方しれずになった、という伝聞を記している。これらを総合すると、安史の乱までは黄庭経の墨本があったと推測されるが、真蹟本という確証はない。しかし臨本はいくつもあったらしいことは、武則天の垂拱三年（六八七）の草稿である孫過庭の『書譜』に「梁毅論・黄庭経・東方朔画讀・太師箴・蘭亭集序・告誓文の如きは、斯れ並びに代俗の伝うる所にして、真・行の絶致なる者也」という、代俗（世間）に伝わるものとは、臨本系統のものが多かったと思われる。いま故宮博物院収蔵の「唐人臨黄庭経」（『故宮藏法書選集』第一輯）また「唐虞世南臨黄庭経」（一九二三年、文明書局影印）が伝えられており、その一斑を窺うことができるが、刻帖の書風とは懸隔がある。なお米芾はその『書史』に「黄素黄庭経、一卷」をあげて六朝人の書とし、また「唐摹黄庭経」、「碧綾黄庭経」、「摹黄庭経」の計四種を録しているが、いずれも伝わらない。ちなみに『晋書』卷八十一王羲之本伝にみえる有名な「換鷲」の故事は、道士に「道德経」を与えて鷲鳥を得たことをいうが、「右軍書目」に、黄庭経を「山陰の道士に与う」と註記するのに関連させてであろうか、いつのころからか黄庭経を道德経に換鷲経とよんでいたふしがある。すなわち、右の米芾『書史』に、李白の「送賀監（賀知章）詩」の「鏡湖流水春始めて波だつ。狂客（賀知章）帰舟逸興多し。山陰の道士如し相見えば、応に黄庭を写して白鶴に換うべし」を引き、つづいて「世人、遂に黄庭経を以て換鷲経と為す。甚だ笑うべし」といっている。董道『広川書跋』の「黄庭経」にもまた「世、黄庭経は羲之の書に非ざるを疑う。伝を以て之を考うるに、嘗つて道德経を書するも、黄庭を写すとは言わざるを知る也。李白の『黄庭換鷲』と謂う其の説は、誤り也」といい、「羲之は自ら黄庭を写して子敬に授く。道士の為に此れを書せず。云々」という憶測

をしている。黄庭経に換鷲経説はしばらく措くとして、黄庭経原蹟は褚遂良らの記録を信じ、王羲之書写とみるよりほかはない。

ところで黄庭経の刻帖は、集帖本に『淳熙秘閣統帖』、『宝晋斋帖』、『餘清斋帖』、『停雲館帖』、『鬱岡斋帖』、『秋碧堂帖』、『秀餐軒帖』その他、重摹本もあるが、(A)四字成文本といって、本文の書き出しが「上有黄庭、下有関元」であるものと、(B)七字成文本といって「上有黄庭下関元」とある系統に別れる。(A)、(B)には文字の異同が少なからずあるが、(A)系の方が多い。また(B)は、(A)で「脩太平」とあるところを「心太平」としているので、「心太平本」ともいい、(A)のうち第十行目に八字の残欠があるものを、欠泐のないものと区別して「水痕本」とよんでいる。なお(A)系に第四十五行目が欠けて五十九行よりなるものがあるが、中に就いて「頴上思古斋本」が有名である。また二十三行の残石本ながら「越州石氏」本が(A)系でもっとも整正な書風として愛重する人が多い。黄庭経も刻帖の優劣については、議論が百出している。なお数ある研究書中、前註に掲げた宇野雪村氏の「王羲之の小楷」は出色の内容である。

(364) 東方画像讀 また東方朔画像讀といい、画賛とか像賛とも略称される。文は西晋の夏侯湛（二四三—二九一年、字は孝若）の作で、『文選』卷四十七にも収めている。前漢・武帝の側近で、滑稽をもってしられる東方朔の画像の賛である。ここでは王羲之が書写した小楷をさす。本文は三十一行（三十一行本、三十八行本あり）で、末行に「永和十二年五月十三日、書与王敬仁」の款記があり、褚遂良「右軍書目」の「第三東方朔賛書与王敬仁」にあたる。著録における初出は、註(362)に引用した「陶隱居与梁武帝論書啓」の第五首であるが、すでに散佚していたらしいことは、黄庭経と同じである。また「古蹟記」にもみえるが、ただし「古蹟記」は前註の引用につづいて「以為らく、画讀は是れ偽迹にして真に近からず」と言いそえられている。右に關して董道『広川書跋』卷六「画賛」に「画賛は、世に晋の右將軍王羲之の書と伝うるも、其の筆墨の蹊逕を考うるに、輒ち類せず。後人、之を為りて之を逸少に託し、以て伝うるを知る也。昔、王濛の子の脩、嘗て書を右將軍に求む。王羲之は為に東方朔画像を写して之に与う。敬仁（王修）亡じ、其の母、平生愛する所なるを見て棺中に内る。故に此の書は伝わらざること久しきを知

る。唐、貞観の購書より開元の搜訪に逮ぶも、亦た既に尽く。云々」という。すなわち王羲之が王修に書き与えた画賛は、王修に随葬されたから、唐代に伝わるものは偽迹だといふのである。ただし董道の説は、たぶん張懷瓘『書断』巻下の王修の項に、王羲之は王修に画賛を書き与えたことをいうとともに、羲之が王導から賜与された宣示表をも乞われて手放したが、王修が卒して「其の母、此の書〔宣示表を修が〕平生好む所を見て、遂に棺に入る」とある宣示表の随葬を、画賛と曲解したものであろう。したがって、画賛の真蹟が東晋代に亡佚したとする根拠はない。「右軍書目」の画賛は真蹟ないしは搨摹と信するよりほかないが、「古蹟記」にいう開元時に収綴したうちの画賛は、たぶん数ある臨本中の一種だったと思われる。いま伝わる臨本に台北・故宮博物院蔵「唐人臨右軍東方像讚」一卷（『故宮書画録』巻一、『故宮歷代法書選集』二所収）がある。『餘清齋帖』巻七所刻の底本でもあるが、実見たところでは、唐臨というには疑問があり、「此唐人臨右軍書、芾」とある米芾の観記は明らかに偽蹟である。刻帖には、『元祐秘閣統帖』、『星鳳樓帖』、『宝晋齋帖』、『越州石氏本』、『停雲館帖』、『戲鴻堂帖』、『快雪堂帖』その他があるが、越州石氏本を評価する人が多い。ただし、全体の気脈が不統一で、案毅論・黄庭経に比べて教等下る。なお註(362)前掲書の宇野雪村氏に現存各帖を考勘した詳考がある。

(365) 秘閣帖 秘閣とは、例えば顔之推『顔氏家訓』雜芸篇に「梁氏秘閣の散佚以来、吾れ二王の真草を見ること多し」とあるように、皇室の書画や書籍を収蔵する倉庫をさす。宋代では『宋史』芸文志に「太宗、三館の書万余巻を分ち、別に書庫を為り、目して秘閣と曰う」というが、淳化三年建造の淳化閣がもっとも早い秘閣である。秘閣はまた秘府ともいう。帖とはここでは集帖をさし、直接的には哲宗朝から徽宗朝の『元祐秘閣統帖』（一名『建中靖国秘閣統帖』）、それと南宋孝宗朝の『淳熙秘閣統帖』を頭において、翁方綱はいう。

(366) 淳化秘閣 註(19)前出の『淳化閣帖』をさす。

(367) 蕭子雲書列子 『淳化閣帖』第四所刻。梁の蕭子雲（四八七―五四九）が書いた『列子』殘闕の小楷二十八行をさす。

(368) 元祐秘閣 『元祐秘閣統帖』十巻。北宋の元祐五年（一〇九〇）、『淳化

閣帖』未刊の前代の遺墨を刻石し、建中靖国元年（一一〇一）に完成したので、また『建中靖国秘閣統帖』という。巻一は晋・唐帝后、巻二、三は王羲之、巻四は二王、巻五、六は王羲之及びその家の『宝章集』、巻七は索靖、巻八―十は唐人の各書蹟であつたらしいが、いま原本の伝わるものがない。

(369) 高曾矩矱 矩矱は規矩、法則の意。班固の「西都賦」にみえる「高曾之規矩」と同意で、高祖および曾祖の法度をいう語であるが、ここでは案毅・黄庭・画賛の三帖が、楷書法法の源であることをさす。

(370) 宝真齋法書贊 南宋の岳珂撰。二十八巻。巻一―四は歴代帝王帖、巻五―二十七は晋・宋にわたる名人の真蹟、巻二十八は「鄂国伝家帖」を列した法書真蹟の鑑賞録である。個別に標題・字体・行数・原文などを記録し、ついで作者の経歴およびその作品に関連する事蹟の考証を加え、最後に贊言を入れるという体裁をとっている。この双註の対象である東方朔画賛は、その巻七（唐・晋人帖）の「右軍東方朔贊帖小楷 序二十二行 尾記一行」とあり、標題と字体・行数を入れ、原文を録し、ついで、（前略）真蹟一卷。首尾に紹興印四、御府半印一あり。按ずるに是の帖は、淳化の秘閣に在り。案毅論と並びに真書の祖なり。（中略）予、建康に在りしとき、鄆陽に遺物を訪ぬ。嘉定辛巳九月を以て、詔を奉じて節を京口に移さんとす。治行冗甚、而れども售者持て以て至る。云う、家の外邑に任ずる者、一昔、鄂に入り、質に某氏に留めて去ると。亟やかに善賈を以て之を購得す。蓋し亦た内府の出自としか云う」と、現状と入手の事情などをいい、贊言に及んでいるものをさしている。ただし岳珂の按語にいう「淳化の秘閣に在り」とする真蹟一卷が、翁方綱のいう「秘閣本」と同一であるとすると確証は、岳珂の跋文からはえられない。

岳珂（一一八三―一二三四）は、金との抗戦で名高い岳飛の孫で、字は肅之、号は亦齋・倦翁。戸部侍郎に官し、淮東総領に至った。博学で詩文に長じ、法書の収蔵に富み、かねて鑑識にすぐれた。その収蔵と過眼の法書の賞鑑録が、右の『宝真齋法書贊』である。また米芾の尺牘を集刻した『英光堂帖』（完本なし。清の徐渭仁の覆刻本がある）が知られる。著に『程史』ほか多数がある。伝は『宋史』巻三六五・岳飛伝、『宋元学案補遺』巻六九、李安「岳飛の事蹟与著作」（『中国歴史学会史学集刊』五）、中田勇次郎「米芾

の英光堂帖について」（『書論』11）がある。

(371) 越州学舎本 越州とはいまの江蘇省紹興市辺で、春秋時代の越国が都邑を定めたことに因み、隋唐にこの名でよばれ、ときに会稽郡とも称される。南宋のときには紹興府に陞された。南宋の石邦哲（字は熙明）は、紹興年代（一一九〇—一九四）に、この越州の学舎において、歴代の名蹟二十七種を摹勒上石したので、越州学舎本あるいは越州石氏本とよばれる。ただしこの集帖の正名は『博古堂帖』である。上石の目は、宋の陳思『宝刻叢編』卷十三〈兩浙東路・紹興府〉に二十七種をあげているが、清初すでに完本の伝わるものではなく、いま東京国立博物館に蔵する『晋唐小楷十一種』の宋拓を伝えるのみである。

(372) 文氏停雲館 『停雲館法帖』十二巻をさす。この集帖は、明の文徵明が撰集し、子の文彭・文嘉が摹勒して、章簡父を中心に温恕・吳鼎らが刻した。嘉靖十六（一五三七—一五六〇）にわたって随時随刻されたため、四巻本、十巻本がある。初刻は木刻であったが焼失し、石に再刻したといわれる。ただし覆刻本のあることも指摘されている。なお翁方綱のいう楽毅論の停雲館帖本とは、巻一に刻入の後の一本（不全本）をさす。ちなみに、王世貞「文氏停雲館帖十跋」（容庚『叢帖目』一引）に、「第一巻の晋唐小楷は、右軍の黄庭自り子敬の洛神に至るまで、摹搨の工を極むと雖ども、然れども文氏の故歩を離れず。云々」といい、文徵明の習気で色づけされていると評している。が、翁方綱の『復初齋文集』卷二十七「跋南宋本楽毅論二種」には、停雲館帖所収の前の全本は、元祐秘閣統帖本の嫡裔だとし、後の不全本は高紳蔵石の〈海字本〉に拠ったとする。そして「越州学舎に至りては、秘閣全本を重撫し、形神畢く肖る。則ち停雲の全本は実能く之を伝う。此の楽毅論全文の今に存する者は、定らず此の停雲の刻する所の全本を以て宝とす可しと為す。而して其の原は宋の越州学舎帖より出ず。即ち此れ南宋拓の全本也。南宋の末に至りて、又越州学舎本従り重摹して石に入る者有り。遂に復た因りて重書せる絹本有りて、遂に漸く明の呉廷の餘清齋本を啓くを致す。此の間は竟に是れ古今書勢の一大闢振なり。学者、宜しく本を探るべき所の者也。云々」といい、停雲館帖楽毅論全本こそ、梁摹の正脈であるかのように強調し、餘清齋帖本は、越州石氏本の重摹によったものと斥け

ている。ただし楊守敬は翁説とは正反対で、その『平帖記』〈楽毅論〉に「惟だ餘清齋の絹本のみ、確実に拠る可し」として幾つかの論拠を挙げたのち、「即ち敢て定らずしも梁摹と為さざるも、亦た必らず初唐の高手、梁本従り掲出せるならん。高く秘閣の上に出ずること幾千万仞なるを知らず。宜べなり、董香光・王良常（王澐）の極力歎賞せる也を。乃ち翁單谿は反って秘閣に左袒し、此の本を詆りて偽と為し、吳荷屋（吳榮光）は又に従って之に和す。知らず、是れ何の鑒賞ぞや。大抵、單谿は用筆を知らず。見聞は博しと雖ども、校刻は精なりと雖ども、書の道に於ては実解する所無し。故に第だ古刻を以て貴しと為すのみ也」と手きびしく批判している。

(373) 孫月峯 孫鑛（一五四二—一六一三）。『明代伝記資料索引』参照の号。字は文融。浙江省餘姚の人。明の万曆二年（一五七四）の進士。官は兵部侍郎、右都御史等を歴任し、南京兵部尚書に至った。書画に関する閔歴は不明であるが、著述に『書画跋々』六巻、『月峯全集』十二巻、『評経』十六巻等がある。伝は『明史』卷二二石星伝附、『明詩紀事』庚卷十一、『本朝分省人物考』卷五一にみえる。なお下句の「疑有墨迹尚在」は、その『統書画跋々』卷二〈宋・楽毅論〉に「（前略）停雲〔館帖〕の後帖は稍や勁し。然れども風韻は前幅に及ばず。沈瑞伯、前幅の字は小局面と雖ども、実は大にして旨有り、此の兩幅は皆に呉中に在るも、何人の手に落つるやを知らず」を踏まえたものであろうか。

(374) 偽潭帖 潭帖の偽刻の意。『潭帖』十巻は、『淳化閣帖』の重摹本で、北宋の慶曆五年（一〇四五）、劉沆が潭州で摹勒上石したことでこの名がある。ただし『閣帖』の内容とはやや異同があり、また帖の天地もやや高い。潭州は長江の地であるところから、一に『長沙帖』とも呼ばれる。この集帖には異本が多く、曹士冕の『法帖譜系』には右の官本のほか、私第本、長沙碑匠本、長沙新刻本、三山本、蜀本、廬陵蕭氏本、黔江本を挙げている。ただし、つとに実体がわからなくなっていたため、異説も多い。が、潭帖の原刻はすぐれたものだったらしく、蘇軾『東坡題跋』、黄庭堅『山谷題跋』にも触れているほか、例えば南宋の高宗『翰墨志』には「世に絳帖・潭帖・臨江帖有り。此の三書の絳本は已に少なし。惟うに潭帖を勝ると為す者は、錢希白（錢易）の臨する所の本なるを以てなり。云々」というのがそれである。しかし

潭帖の各本は、南宋の末には完本の伝わるものがなく、明代の中葉には残石もなくなったらしい。ただ拓本は、明末の張丑『真蹟日録』に「見る所の潭帖、凡そ教本」といい、また孫承沢『庚子銷夏記』には「甲申（一五二四年）の後、潭帖を見ること最も多し」といい、なお伝存していたことが知られる。ただし原石拓であったかどうか、翁方綱のいう「偽潭帖」に触れる他の著録を見かけないので未詳であるが、あるいは孫承沢が数多く見たという潭帖には偽刻もあったのではなからうか。影印本に『宋慶曆内府刻閣帖』（中華書局）があるという（宇野雪村『法帖事典』五二頁参照）が、未見のため、楽毅論が収入されているか否かは未詳。後考に俟ちたい。ちなみに潭帖については、林志鈞の遺著『帖考』に詳考があるので、重葦・内容などについては省略する。

(375) 偽鼎帖 鼎帖の偽刻の意。ただし、偽潭帖と同じく実体は不明である。『鼎帖』二十巻は、『淳化閣帖』を主とし、『潭帖』、『絳帖』、『汝帖』らの諸帖から採って増補したものとわれ、南宋の紹興十一年（一一四一）、鼎州太守の張斛が摹勒上石したのでこの名がある。なお鼎州の故名は武陵郡であるところから、一に『武陵帖』ともいう。巻数について二十二巻の説（『石刻補叙』、『珊瑚網』）があり、木彫といひ、『法帖譜系』ほか）石刻とする（『蕉窓九録』ほか）のは、拓本の流伝が早くに絶えたからであろう。全巻の伝わるものはないが、南宋の曾宏父『石刻補叙』に二十巻の概要を挙げている。なお近人の歐陽輔『集古求真』巻十三には、二十二巻本を挙げ、その大概を言っている。いずれも十巻の末から十七巻の首が二王書だとあるが、楽毅論が収められていたか否かは不明である。ただ元の陳繹曾『翰林要訣』、明の曹昭『格古要論』、孫承沢『問者軒帖考』には、黃庭經のあることをいっている。いま、中村氏書道博物館には、この残帖五冊（王羲之草書）が蔵されている。影印本に『宋拓鼎帖』（文明書局）がある。なお林志鈞『帖考』には、豊華堂楊氏蔵旧拓二十巻、および中に欠巻のある十九巻本を過眼したといっている。ただし、その細目は挙げられていない。

(376) 破觚為圓 手を加えて前の状態より良くすること。例えば『史記』酷吏伝に「漢興り、觚を破り而して圓と為し、雕を斷ち而して樸と為す」。

(377) 吳用卿 用卿は吳廷の字。江邨居士と号した。生歿年不詳（明の万曆一

天啓ころ）、安徽省歙県の人。商家の大富豪で、書画の収蔵に富み、当時項元汴と並称され、董其昌と交遊があった。

(378) 餘清齋帖 吳廷が友人でもある名手の楊明時に摹勒させ、万曆二十四（四十二年）（一五九六—一六一四）にかけて上石した集帖で、正帖十六巻、続帖八巻より成る。王澐の『秘閣法帖考正』以来、木刻説をとる人は多かつたが、一九六五年に原石が発見され、現在、安徽省合肥市博物館に蔵されていることとで、翁方綱がいうように石刻説が立証された。新発見の原石は六十三個であり、完本に四石分不足している。この新拓はわが国にも舶載されている。

なお完本の異同その他については、宇野雪村『法帖事典』に詳考がある。手近に見られる影印としては、比田井南谷氏蔵『余清齋帖』（書学院出版部刊）が最良である。ちなみに、書学院版では楽毅論を第二冊に入れているが、末に邢侗（二種）、楊明時・吳廷の跋を刻入している。邢侗は第二跋で「有唐の最善の搨本」とし、楊明時は「唐諱を闕かず。蓋し梁摹本ならん。云々」といい、吳廷は「豈に即ち米老（米芾）天竺僧に獲る所の本ならん邪。云々」というものの、翁方綱が「侈りて晋蹟と為す」と指摘するような内容の語はみえない。

(379) 邢子愿 邢侗（一五五一—一六一二年）の字。明末の書家・鑑蔵家。山東省臨邑の人。明の万曆二年（一五七四）の進士で、官は太僕寺少卿に至った。詩文書画をよくし、『来禽館集』二十九巻がある。累代の素封家で、来禽館を築いて書画を収儲したが、とりわけ『澄清堂帖』その他を摹勒上石した『来禽館帖』（叢帖目）一に引く張伯英は十巻というが、完本未見）によって名がある。その書は二王を祖述し、細楷から擘窠書までを能くした。董其昌・米万鍾・張瑞図と名を齊しくし、刑張米董と呼ばれ、また董其昌とは邢北・南董と称された。邢侗が『餘清齋帖』本の楽毅論を推許するという翁方綱の指摘は、前註に触れた刻跋をさしている。伝は『明史』巻二八八、『大泌山房集』巻七九『墓誌銘』、『明詩綜』巻五二、『明詩紀事』庚巻七、『明画録』巻七、『無声詩史』巻四にみえる。

(380) 董思伯 董其昌（一五五五—一六三六）の号。明末の文人。字は玄宰、号は香光など。文敏と諡された。江蘇省華亭（上海市松江）の人。明の万曆十七年（一五八七）の進士で、翰林院編修に起家し、累官して礼部尚書に至

った。その間『神宗実録』副総裁をつとめ、また『光宗実録』を纂修した。書画を善くして、明末の書壇画壇に君臨し、後世、芸林百世の大宗師と称えられるが、書画に関する屈指の理論家でもあり、絵画において南北二派論を提唱したことで名がある。その書は、会試において、悪筆の理由で二席に落されて発憤したといわれ、顔真卿の「多宝塔碑」、また虞世南を学んだが、唐の書は魏晉に及ばないと悟り、鍾繇、王羲之を学んでのち大成した。一方、大收藏家の項元汴に二十歳ころより知遇を得て、その晋唐の真蹟書画で鑑賞眼を養い、また韓世能、吳廷、陳璘らの收藏家とも交遊をもち、自身ものちには老大な書画を收購し、書は『戲鴻堂帖』十六巻を刊刻した。また賞鑑家としても当代随一の名を得た。しかしその収集欲のため非道な行爲もあったから、郷里では「楽な暮しを望むなら、まず殺せ董其昌」と貶られたという。学画は、土地の大官の陸樹声に招かれて教えをうけていた二十三歳のおり、陸家で作画したことが契機となり、のち元末四大家の画を学んで本格化した。また柴柏達観から禅学面で強い影響をうけ、その禅学が書画論にも投影している。書の理念として『天真爛漫』を提唱し、二王・顔真卿・楊凝式を評価し、趙孟頫を排斥した。清の康熙帝が董の書に心酔したこともあって、後世に多大の影響を与えた。ただし清の碑学派が興起して以後はその評価も下降し、ことに包世臣の『芸舟双楫』には、董の『爛漫』の弊を強く指摘している。著作には詩文集の『容台集』二十巻、『画禅室随筆』四巻があり、ことに後者は多くの人に愛読された。なお董其昌が『餘清齋帖』本の楽教論を推許する、と翁方綱はいうが、見あたらない。その伝と論考には『明史』巻二八八、『陳眉公先生全集』巻三六『合葬行状』、『明詩綜』巻五五、『明詩紀事』庚巻七、『明画録』巻四、『清稗類鈔』巻五九・七一・七二、『民抄董宦事実』藤原有仁「董其昌とその時代」、『書論』一・二・四、伏見沖敬「董其昌の人と書学」、『中国書道の新研究』下、『文人画粹編』五、福本雅一「まず殺せ董其昌」、『明末清初』所収）その他がある。

(381) 王若林 王澍の字。註(41)前出。
なお、下文に王澍が『餘清齋帖』本楽教論を推許したというのは、『竹雲題跋』巻一（王右軍楽教論）に「(前略)明季の收藏家には、乃ち唐摹の二本有り。一は貞観六年、褚遂良、勅を奉じて審定せるもの、一は則ち新安の

呉用卿所蔵の褚本なり。涿鹿の馮伯衡（馮銓）の家に在るものは、端謹は余り有るも、顔や勝概に乏し。惟だ呉氏本のみは筆勢精妙、柔に似て而して剛、謹に似て而して逸なり。邢子愿の所謂『既に純且つ綿、亦た温にして栗なる者』とは、信に之を得と為す。云々」といい、また『虚舟題跋』巻五「梁摸王羲之楽教論」第三首に「(前略)此の本（梁摸）は、吾が家の鬱岡帖、新安呉氏の餘清帖の刻する所と正に同じ。柔閑蕭散、逸態横出す。邢太僕子愿の所謂『既に純にして且つ綿、亦た温にして栗なる者』とは、信に是にして、楽教の第一なり。高氏石本の並ぶ可きに非ず」とあるのがそれ。

(382) 岳倦翁所稱神妙 岳倦翁は岳珂（註(370)前出）。註(370)前掲書『宝晋齋法書贊』巻七に引用した中略部、「雲烟形を流し、水月質を移す。摹写の合作にして、神を以て妙に合す。信なる乎、唐人の精為るを也」をいう。

(383) 陸放翁 陸游（一一二五〜一二〇九）の号。字は務観、浙江省紹興の人。南宋の紹興二年（一一二二）の進士。枢密院編修のち、范成大に招かれ成都に参議官として赴き、文墨の友となった。嘉泰三年（一二〇三）宝章閣待制となり、致仕ののちは郷里に隱栖した。詩人としては范成大らとともに南宋大家の一人にあげられている。その書は、自ら草書を張旭、行書を楊凝式に学んだというが、詩稿・尺牘をみるのみで、専家的書法ではない。鑑識を善くし、その『老学庵筆記』十巻、『放翁題跋』六巻には、書画碑帖に関するものが多くみられる。また詩集に『劍南詩稿』八五巻、文集に『渭南文集』五十巻がある。伝は『宋史』巻三九五、『皇宋書録』巻下、『書史会要』巻六、『宋詩紀事』巻五三、『宋人軼事彙編』巻十六、朱東潤『陸游』、一海知義『陸游』（『中国詩人選集』二一八）にみえる。

(384) 小字縦横馳騁 『放翁題跋』巻三（跋楽教論）に「楽教論は縦横馳騁して小字に似ず。瘞鶴銘は法度森嚴にして大字に似ず。此れ後世作者の仰望す可からざる所以也。庚申（一二〇〇年）重九、陸某書す」とある初句をさす。

(385) 原委 本源と末流の意。註(181)前出。

(386) 王若林論楷書以楽教論為正宗 王澍の論著では、註(381)前出（王右軍楽教論）の前略部「大令（王献之）幼年のとき書を作す。右軍潜かに後に於て其の筆を撃くも脱せず。故に此れ（楽教論）を書し以て之に示す。是れ庭訓なるに縁るの故に、筆法は端謹にして、右軍楷跡の第一と為す。云々」を

うけた語であろう。下句の「但孝吳江邨藏本」は、註(381)前引の文中にいうところをうけている。

- (387) 張米庵 清初の張丑(一五七七—一六四三)の号。初名は謙徳。字は叔益、のちに青甫。江蘇省崑山の人。『清秘藏』の著者である張心文は丑の父である。父祖累代收藏に富み、書画の鑑識に長じた。著に『清河書画舫』十二卷、『真蹟日録』五卷、『南陽法書表』一卷その他がある。伝は『清画拾遺』にみえる。なお下句の「吳江邨本、定めて宋元以後の人の書する所と為す」とは、その『真蹟日録』に「吳能遠氏、余に示せる梁臨の樂毅論には、後に邢侗の再跋有り。然れども余細かに之を弁するに、宋人の筆に系る」というのがそれである。ちなみに吳廷の『餘清齋帖』樂毅論の跋に、邢侗の二跋があることからみて、この吳能遠とはおそらく吳廷の字号であろうと思われる。

(388) 若林又云 以下の十二字、出典未詳。

- (389) 海字本 『宝刻叢編』卷一四に引くところの徐平甫がいう、高紳が秣陵の井戸の中から所得した二十九行本で、最後の一行が「海」字で止まっているのでこの名がある。下句にもいとうとおりまた「越州石氏本」ともいう。註(362)参照。なお『復初齋文集』卷二七「跋南宋本案毅論二種」にも詳しい一文がある。

(390) 文氏停雲館亦取以入石 『停雲館帖』卷一「晉唐小字卷」のいわゆる断裂本をさす。『復初齋文集』卷二七「跋南宋本案毅論二種」に「(前略)長州の文氏摹する所の不全本は、是れ博古堂の刻にして、又に其の最後の三の半短行を脱失し、竟に人として海字本為るを知る無し。(中略)其の不全本に至りては、則ち文氏停雲に摹する所は、但に最後の三の小半後を脱失するのみならず、抑そも其の字勢も、亦た改めて方整に就く。亦た餘清「齋帖」の動意有りと雖ども、而れども其の神理に非るなり矣。云々」という。

(391) 闕失其後三小行 註(390)にも触れているが、越州石氏本に、「即通者/応海」とある部分が、停雲館帖の不全本では欠失していることをさす。

(392) 章簡父子 明末の章藻、字は仲玉をさすが、章簡父の二男で、能く摹刻の業を継いだとい(王世貞「弇州山人統稿」卷九一「章質谷墓誌銘」、書は王寵に学んだ(沈曾植『海日楼題跋』卷一)という以外、その伝を詳しく

しない。

- (393) 墨池堂帖 正名は『墨池堂選帖』五卷。明の万曆三十(一六〇二)〜三十八年にかけて、章簡父の子、章藻が摹勒上石した集帖。万曆三十年に上石されたこの巻一には、王羲之(黄庭経・仏遺教経・東方朔画象賛・樂毅論・曹娥碑・臨鍾繇墓田帖・臨鍾繇宣示帖・還示帖)、王献之(洛神十三行)の小楷が刻入されている。なお下句にもいとうとりに「海」字で止まる不全本ながら、越州石氏本の精拓より伝摹した佳刻である。『復初齋文集』卷二十八に「跋墨池堂帖」があり、また不全本案毅論についても触れている。

(394) 歐陽永叔趙明誠皆見之 註(362)前引書参照。

- (395) 錫山徐氏 北宋末ころの徐康直、字は平甫をさす。ただし陳思『宝刻叢編』卷十四に引く「臨川王厚之」の跋にみえるだけで、伝記の詳細は不明である。

(396) 朱子亦嘗見之 朱子とは南宋の朱熹(一一三〇—一一〇〇)年。字は元晦、朱子学の樹立者)をいう。朱子が海字本を見たという出典を検索しえないが、その『晦菴題跋』卷一「題樂毅論」に「新安の朱熹、王順伯(厚之)所蔵の樂毅論・黄庭経・東方賛を觀る。皆な昔、未だ見ざる所なり。撫して歎ずること之を久しうす」とある。

(397) 王順伯碑録詳言之 王順伯は、王厚之の字。略伝は註(67)前出。碑録とは『王復齋碑録』をさすが、つとに佚して伝わらない。陳俊成『宋代金石学著述考』第貳章「宋代金石佚書目」⑨によれば『宝刻叢編』中に四三六条を引いているという。翁方綱が原本をみているかどうかは不明であるが、ここは『宝刻叢編』卷十四「樂毅論」に長文がみえる。下文の「順伯見此石、想不伝遠」の二七字は、右の長文から前後を要約したものである。すなわち王厚之は、淳熙十年(一一八三)に徐寿卿(徐康直の孫)から、海字本の石を持贈されたことから、高紳所蔵であった原石の詳しい通伝を述べる中で「(趙)子立死し、以て徐平甫(徐康直)に授く。徐氏二世、秘蔵して以て人に語らず。極めて愛護を加うと雖ども、亦た日に剝落に就き、今は則ち石面、尽く脱す。初見には復た字有らざるが、若きも、目を側だてて細視すれば、僅かに髣髴を存す。拓取稍や謹ならざれば、石屑は紙に随いて起ち、復た能く遠きに伝わらざるを想う。(中略)疎瘦にして僅かに字骨を存するのみにし

て、復た運筆の勢を見ず。云々」という傍点の部分を綴ったものである。

(398) 揚詔 ここでは持ちあげ、言いふらす意で、揚言と同意であろう。『札記』札器に「徳発して揚詔すれば、万物大いに理まる」の例をみるが、用例は少ない。

(399) 鬱岡齋帖 正名は『鬱岡齋墨妙』で、十卷。明の万曆三十九年（一六一一）、王肯堂が摹勒上石した集帖で、名手の管駟卿が刻した。鍾繇より米芾にいたる名蹟三十一種を刻入している。偽跡の混入もあるが、明代屈指の名帖である。王澐『淳化秘閣法帖考正』付「古今法帖考」によれば、木版と石版がまじっているといひ、また木版のものは蠹損しているといふ。全十巻というのも王澐の説であるが、完本の伝わるものは稀で、しかも異本がある。

楊守敬『学書邇言』は「鬱岡齋帖六冊は、明の王肯堂の輯むる所なり。王氏の收藏は頗る富む。故に刻する所、常には見ざる者有り。今、原拓も亦た希なり矣」と六巻本をあげるが、歐陽輔『集古求真』巻十三には、張廷濟蔵本の跋を引いて、「随刊随拓、其の墨は蟬翼の如く、紙は黄玉の如し。八巻の全本は、極めて得易からず」と。今、余の所有は則ち十巻也。（中略）叔未（張廷濟）の八巻及び随刊随拓の説は、未だ臆度を免れず。実は亦た未だ全帙を見ず。云々」といふ。王肯堂（生歿不詳）は字を宇泰、損庵と号した。

江蘇省金壇の人。万曆十七年（一五八九）の進士で庶告士に選ばれて検討を授けられ、累進して福建参政に至った。ことに医学に精しく、その面の著述が多い。書は晋人の風を慕い、書跡の収蔵に富んだ。著に『鬱岡齋筆麈』四巻がある。『明史』巻二二に伝がみえる。なお下文に「其の時、呉用卿の蔵本を借りて摹する所なり」とあるが、宇野雲村氏は「餘清齋帖と同じ緑絹本に拠っているが、精采は餘清齋に劣る」といわれる（『法帖』一〇六頁）。

(400) 文三橋 文彭（一四九七—一五七三）の号。字は寿承、江蘇省蘇州の人。国子博士に官したので、文博士ともいふ。文徵明の長子で、弟の文嘉（一四九九—一五八二、字は休承、号は文水）とともに、家字を承けて詩文書画をよくしたが、ことに刻印に傑出した。はじめは象牙に布字して、金陵の李文甫に刻らせたが、のちに南監で燈光石を見つけ出してからは、みずから染刀したといふ。刻印が書画と肩をならべる契機をはたしたのは文彭の功績で、印人の始祖と仰がれている。ただしその印の伝存する作はきわめて少ない。

著に『印史』、『文博士集』がある。伝は『明史』巻二八七文徵明伝附、『姑蘇名賢後紀』（墓誌銘）、『明詩綜』巻四五、『明詩紀事』己巻一七、『明画録』巻七、『無声詩史』巻二、『広印人伝』巻五ほかがある。

(401) 戲鴻 『戲鴻堂法書』十六巻をさす。董其昌が万曆三十一年（一六一〇）に勅成した集帖で、明の集帖では『玉煙堂帖』二十四巻につぐ収載数である。清の王澐は「惜むらくは刻手粗悪にして、字々真を失す。古今刻帖中の第一悪札なり」と酷評する。が、宇野雲村氏は、淡黄拓の逸品を蔵されていることから、王澐は佳拓を見ていなかったのではないかといわれる。容庚編『叢帖目』一に引く清の王荳孫の『惕甫未定稿』十六「題沈氏戲鴻堂帖」には、「華亭の董文敏の戲鴻堂帖十六巻は、初刻は固より木版也。文敏提学楚に入るに当り、版は火に燬かる。乃ち重摹して之を石に刻す。文敏即世し、是の石は郡人の施叔顔の得る所と為る。施氏の撮は精を致せども、工人次第を装失するを慮ばかり、目錄を増加す。其の目には紅印墨印の二種有るも、其の紅印なるもの世尤も之を貴ぶ。叔顔は自ら用大齊主人と称す。所謂、用大齋本也。云々」といひ、ついで重刻の原石はまた王鴻緒にわたった、このときの刻をその号にちなんで「横雲山莊本」といふ、さらに三転して華亭の沈慈に帰した、このときの刻をその齋号にちなんで「古倪園本」とよんでいる、といっている。なお用大齋本の施叔顔の跋には、「（前略）初時の紙墨摹工、各おの其の妙を極む。四方争い賞し、高価を以て之を購う。而れども得易からざるなり。董太史督学（董其昌）の楚中に追ひ、董治する者に其の人を得ず。徒らに速に取り射利に就く而已なれば、一時、価も亦た頓かに減ず。云々」といひ、その佳刻と劣刻の事情を示唆している。なお下句にいう『戲鴻堂帖』巻一所収の楽毅論にある「楮衡」とは「晋右軍將軍王羲之書楽毅論。貞観六年十一月十五日、中書令河南郡開国公臣褚遂良、奉勅審定及排類」をいう。

(402) 快雪 『快雪堂法書』五冊をさす。清の馮銓が撰集し、刻の名手であった宛陵の劉光暘（字は雨若）が摹鑄した。刻石の年月はみえないが、『洛神賦』第二本の馮跋に、崇禎十四年（一六四一）の紀年があるので、この前後にわたり刻されたものと思われる。が、随時随刻したものらしく、初拓本でも編次の錯雑したものがあり、また十冊本にした後拓本もある。馮銓（一五

九五—一六七二)は、字を伯衡、号は鹿庵、河北省涿州の人。万曆四十一年(一六一三)の進士で、明に仕えて武英殿大学士となり、清に入って中和殿大学士となった。諡を文敏という。馮銓が郷里の涿州で拓した『快雪堂法書』の初拓本は、(涿拓本)とよばれる淡黄拓で、もっともすぐれている。

馮銓が歿し、原石は子孫の手から易州の牧であった黄可潤が購ひ、福建省に持ち帰って拓した。これが(建拓)とよばれる烏金拓である。原石は三転して、福建総督であった楊景素(号は樸園)が入手して、数十本を拓し、のち乾隆帝に献上した。いま巻頭に乾隆四四年御筆の「快雪堂記」を刻入したものを(内府本)とよぶ。ちなみに内府本の原石は、北京北海公園内に「快雪堂」を建て、いまも保護されてある。なお下句にいう『快雪堂法書』の「褚衡」は、註(401)引用文に同じである。

(403) 二文敏 董其昌・馮銓の諡号。

〔五〕大令書。今僅傳洛神十三行。尙得仰窺山陰遺矩。然惟越州石氏本。

宋末雖有重翻如博古堂之類。實皆石氏本之留貽。可信爲大令承家法者。至其後。不知何時依石氏本位置而運筆。則顏柳以後。開啓蘇米之派。要(404)是宋人重刻也。何義門疑爲周越所作。此是唐荆川家藏舊拓本。孫文介慎(405)行。重刻之曰元晏齋本。今東昌姚氏武進趙氏。又有重刻本。聞快雪堂帖(406)內之前一本。即從元晏齋初拓又翻者。董文敏推荆川本。爲天下第一本。

蓋唐本是其最初所拓。宛如手書。故董亟稱之。其實較之越州石氏本。已稍變矣。抗瓊璿以和豫和字。宋末翻石氏本。此和左撇末有勑勢。所以唐荆川本此和左撇過長。是即所從出之一驗也。洛神十三行。有唐荆川本破觚爲圓。與樂毅論有吳江村本破觚爲圓。二事恰作匹對也。乃至其後。又有杭州玉板十三行出焉。吾家蘿軒先生息影山莊藏此石。相傳是宋末賈似道所鑄。昔朱文盛嘗言。此石已是後來翻刻。向來不信其說。及見宋拓原

本。則此刻形神位置。絲髮不差。惟賈刻原石。前題晉字中橫下日上無勑痕。今重刻本勑矣。或探明珠或字戈脚之末。原刻趨筆分明。今重刻本則混不見。餘亦小有微茫辯處。其重刻工之神肖。無微弗至。除此一二筆外。雖原本竝陳于几。竟難辯也。賈刻碧玉。不知尙存否。亦不可不記也。此本棋字訛木旁。瓊右半添出四。則原本不如此。雖姚字女旁彎筆似篆勢。可以別於近今重翻之杭本。然越州石氏本初不如此帖。究必以越州石氏本爲正也。

大令の書は、今僅かに(洛神十三行)を伝うるのみなるも、尙お山陰の遺矩を仰ぎ窺うを得。然れども惟だ越州石氏本のみ。宋末重翻せる『博古堂』のごときの類ありと雖ども、実は皆に石氏本の留貽たり。信に太令家法を承くるものたるべし。その後に至りては、何れの時にか石氏本の位置に依りて運筆せるやを知らず。則ち顏・柳以後、蘇・米の派を啓開くも、要するにこれ宋人の重刻なり。何義門疑いて周越の作るところとなすも、これはこれ唐荆川家藏の旧拓本なり。孫文介慎行、これを重刻して元晏齋本と曰う。今東昌の姚氏、武進の趙氏に、又にも重刻本あり。聞く、『快雪堂帖』内の前一本は、即ち元晏齋初拓(407)又りに翻するものなりと。董文敏は荆川本を推して、天下第一本となす。蓋し唐本はこれその最初に拓するところにして、宛ら手書せるがごとし。故に董は亟しこれを稱す。その実これを越州石氏本に較ぶるに、すでに稍や変ぜり。「抗瓊璿以和豫」の「和」の字、宋末の翻石氏本は、この「和」の左撇の末に勑勢あり。唐荆川本のこの「和」の左撇の長き

に過ぐる所以は、これ即ち従りて出ずるところの一験なり。〈洛神十三行〉に、唐荆川本の觚を破りて圓となすあること、〈楽毅論〉に呉江村本の觚を破りて圓となすものと、二事恰も匹対を作すなり。乃ちその後に至りては、又に杭州に〈玉版十三行〉の出ずるあり。吾が家の羅軒先生の息影山荘にこの石を蔵す。相い伝えてこれ宋末賈似道の鐫るところとす。昔朱文益嘗つて言う「この石すでにこれ後來の翻刻」なりと。向來その説を信ぜざるも、宋拓の原本を見るに及びて、則ちこの刻の形神位置、糸髪も差^{たが}わず。惟だ賈刻の原石は、前題の「晋」字の中横の下の「日」上に勑痕なきも、今の重刻本は勑せり。「或採明珠」の「或」字の戈脚の末は、原刻趨筆分明なるも、今の重刻本は則ち混じて見えず。餘も亦た小しく微茫弁ずるの処あり。その重刻せる工の神肖、微^ちかにも至らざるはなし。この一二の筆を除くの外は、原本もて凡に並陳すと雖ども、竟に弁じがたきなり。賈刻の碧玉は、尚お存するや否やを知らざるも、亦た記さざるべからざるなり。この本の「旗」の字は木旁に訛す。「瓊」の右半「四」を添出す。則ち原本はかくのごとくならず。「姚」字の女旁は彎筆して篆勢に似て、もつて近今重翻の杭本に別つべしと雖ども、然れども『越州石氏本』は、初めよりこの帖のごとくならず。究むるに必ず『越州石氏本』をもつてせば正しきをなすなり。

(404) 大令 東晋の王献之(三四四—三八八年)『世説新語』傷逝篇注による(を)をさす。字は子敬、父の王羲之と並称され「二王」といい、羲之を大王、献之を小王ともいう。また中書令に官したが、のちに従兄弟の王珣もこの官に就

いたので、献之を大令、珣を小令と呼ぶ。山東省臨沂の人。官は州主簿、秘書郎、建威將軍、吳興太守を歴任し、中書令に至った。郝曇の女の道茂を娶ったが離婚し、のち新安公主に尚した。一人娘が安帝の皇后となった縁で、歿後に侍中・特進光祿大夫・太宰を追贈された。献之の兄弟七人中、六人まではみな家学を承けて書を能くしたが、七男の献之が頭抜けて評価が高い。「司馬氏と天下を二分す」と称えられた瑯邪王氏の御曹子で、若い頃から盛名を負ったから、その逸話も『世説新語』ほか数多くみられる。「性、甚だ整峻、非類に交らず」(『世説新語』忿悁篇註引の劉謙之『晋紀』)というが、諸書に引かれる逸話を綜合するとき、一面では鷹揚でもあるという貴公子の像が浮びあがってくる。王献之の書における天稟も、七歳のころ父を感嘆させたという逸話がある(虞蘇『論書表』)が、書法の基礎を父に培われたことは事実であろう。ただしのちには独自性をそなえたようである。劉宋の羊欣『古來能書人名』に献之を評して「隸藁を善くす。骨勢は父に及ばざれども、而も媚趣は之に過ぐ」という。宋一梁にかけての記録を拾えば、献之の華麗で優雅な書風は、一時、父を凌いで評価されたようである。王献之の墨跡の伝存する作は、〈廿九日帖〉・〈鴨頭丸帖〉等七種をみるが、〈廿九日帖〉が唐代中期の搨摹本であるほかは、北宋以後の臨本もしくは贋作である。刻帖としては『淳化閣帖』に七十種が採入されているが、いずれも原跡の姿は窺えない。ようやく次註で述べる〈洛神十三行〉、それに『万歳通天進帖』所収の〈廿九日帖〉、『宝晋齋帖』巻一刻入の〈十二月帖〉に信を描く程度で、父の王羲之以上にその実相を明らかにしたい。なお、絵も能くしたという(『晋書』巻八十)が、伝存の作はない。伝は『晋書』巻八十一王羲之附伝、『世説新語』、『古來能書人名』、『論書表』、『書断』巻中、『宣和書譜』巻十六、『書史会要』巻三、藤原楚水「王献之の人物およびその書品」(『凶解書道史』巻二)、拙稿「王献之尺牘集」(『中国法書ガイド』18)にみえる。

(405) 洛神十三行 洛神とは、洛水の女神の宓妃をいう。魏の曹植が神女の幻をみて作ったというのが「洛神賦」で、『文選』巻十九に採録されている。が李善の註によれば、曹植が兄の文帝(曹丕)の甄皇后を恋慕してうたったもので、もとは「感甄賦」といったという。この名文を王羲之も書いていたらしい(『陶隱居与梁武帝論書啓』第五首)が、梁代すでに所在不明である。

王献之の洛神賦が初めて著録にみえるのは『宣和書譜』卷十六王献之の目で、草書の一本と楷書の〈不完本〉をあげている。董道『広川書跋』卷四「洛神賦別本」に「(前略)子発(周越)謂う、子敬は愛んで洛神賦を書す。人間宜しく数本有るべしと。云々」という。また馬澄の評を引いて、王献之は王羲之の洛神賦を習ったものだ、とも言っているが、これは憶測で根拠がない。ところで、洛神賦の全文(九五一字)を書いた作はなく、前後を欠く中間の「嬉左倚采旄……体迅飛」の二五〇字十三行分を刻したものである。が、唐代すでに十三行分でしかなかったらしいことは、孫承沢『庚子銷夏記』に「(前略) 又一本有り。此れ宣和書譜に収むる所ありて、七璽完全なり。是れ唐の硬黄紙に書する所にして、当に是れ唐人の臨本なるべし。後に柳公権の兩行有り。(中略) 吾れ敢えて以て真蹟とせず。蓋し晋唐の紙は異なる。亦た知らずんば有る可からざる也」という示唆がある。右の文中の柳公権の兩行とは、『戲鴻堂帖』卷一のあとの一本、また『快雪堂帖』第一冊に刻入する「子敬好写洛神賦。人間合有数十本。此其一焉」。宝曆元年正月廿四日、起居郎柳公権記」とあるものをさす。ただ孫承沢のいうこの唐臨本とは別に、元の趙孟頫が所蔵した真蹟本洛神十三行のあったことを、趙の『松雪斎文集』卷十の記録を引いて指摘している。長文にわたるので要点をいえば、この作は晋代の麻紙に書かれていて、まず南宋の高宗が搜訪し、九行分一七六字を獲て「紹興」の小璽を鈐した。宋末にまた賈似道がさらに四行分七四字を入手し、「悦生」胡蘆印と「長」字印を鈐した。これが趙孟頫に帰したのは、延祐庚申(一三三〇年)陳顥の斡旋によってであった、というものである。この真蹟は明代には亡佚していた(『画禅室隨筆』卷一「跋十三行洛神賦」)が、すでに賈似道が十三行本の真蹟によって玉に刻していた。これが所謂〈玉版十三行〉であるが、賈似道の失脚後に行方不明になっていた。明の万曆年間に、杭州西湖の葛嶺に置いていた賈似道の別墅である半間堂趾から発見され、陸夢得が入手し、はじめて玉版十三行を世人は知った。この原石はその後遞伝し、清初に翁蒿年に帰し、拓を親友に贈寄したりしたが、康熙五十四年(一七一五)内府に献上した。その後の事情は不明であったが、近著『中国美術全集・書法篆刻篇2』(魏晋南北朝書法)の解題によれば、円明園にあった玉版は、清末に英仏連合軍の北京攻略で民間に流れ、安徽の朱氏、

上海の呉氏の手を経て、一九八三年に北京の首都博物館に納まったという。原件は玉ではなく、蒼色の『河南石』で二九×二六cmであるとす。ただし賈似道刻の原件であるかどうかは、なお明らかではない。洛神賦十三行の翻刻本は数多いが、いずれも後註にゆずる。

(406) 山陰之遺矩 山陰はここでは王羲之、遺矩は遺規に同じで、のこされた規範の意。ここ具体的には梁毅論・黃庭經等の小楷をさす。

(407) 博古堂 『博古堂帖』をさす。註(37)前出。

(408) 顏柳 唐の顏真卿と柳公権をさす。略伝の註記は、本卷「八」項にゆずる。

(409) 蘇米 宋の蘇軾と米芾をさす。蘇軾の略伝の註記は、本卷「十」項にゆずる。米芾は註(115)前出。

(410) 何義門 何焯(一六六一—一七二二)の敬称。清代初期の学者で、字は貳瞻、茶山と号した。江蘇省蘇州の人。康熙四十二年(一七〇三)の挙人で、進士を特賜され、のちに武英殿編修を授けられた。群籍を博覧し、考訂に長じ、古碑版の校勘に最も精しかった。特にその前・後『漢書』、『三国志』の考訂で名高い。呉の時代、先祖が義行によって賞賜されたことにちなみ、家塾に義門と名づけたことで義門先生とよばれた。その書は晋唐を法とし、楷書行書にすぐれた。藏書中、何焯の細楷の校語があるものは、重価で売買されたという。呉(蘇州)の人は、汪士鋐とともに汪・何と尊尚し、また姜宸英・汪士鋐・陳奕禧と四大書家とも称せられた。その著『義門読書記』五十八卷は、考証学の名著として評価が高い。伝は『清史稿』卷四八四、『碑文集』卷四七、『国朝書畫家筆録』卷一、『鮎埼亭集』卷十七(墓誌銘)、『国朝書人輯略』卷三ほかがある。

(411) 疑為周越所作 周越(生卒不詳)、字は子発。北宋の天聖・慶曆間(一〇二三—一〇四八)に、主客郎中に官した。書は草書に精熟し、『書苑』十巻を著したというが、伝わらない。黃庭堅『山谷題跋』卷九「跋周越書後」に「周子発は下筆沈着、是れ古人の法なり。若し筆意姿媚をして、蘇子瞻(蘇軾)に似せ使めば、便ち行間茂密は古人を去ること遠からざるを覚ゆ矣。何ぞ今の世に独行するに止まらん耶」と評し、また同書卷五「跋周子発帖」には「(前略) 蓋し美にして韻を病む者は王著、勁にして韻を病む者は周越な

らん。云々」といつている。伝は『宋史』卷二八八にみえる。なおこの句の出典は、『義門先生集』卷十「雜録」の「康熙甲午秋八月、同年の唐執玉虞部、先世襄公の所蔵せる宋拓洛神十三行を以て、題識を為さんことを属す。此の帖、董宗伯（董其昌）蓋し屢しば之を歎す。然れども顔法を多用し、坡・谷（蘇軾・黄庭堅）の門徑を開く。或いは則ち周子発摹する所を以て石に入る者なるか。越州石氏本の織機中を得るに如かざる也」である。なお『義門題跋』の「毘陵唐氏宋搨十三行」にも、ほぼ同趣の語がみえる。

(412) 唐荆川 唐順之（一五〇七—一六一〇）の号。字は応徳。一の字は義修、江蘇省常州の人。嘉靖八年（一五二九）会試第一に中り、兪都御史、巡撫淮揚に官し、文襄と諡された。明代中期の学者で、草書をよくしたという。『荆川集』十八卷はその詩文集である。伝は『明史』卷二〇五にみえる。なお唐荆川家蔵本については、王澐『虚舟題跋』卷四「晋王献之洛神賦十三行」に、①唐臨墨跡 ②武進唐氏本 ③梁溪華氏本 ④梁溪秦氏本 ⑤武進孫氏本 ⑥涿州馮氏本 ⑦新建裘氏本 ⑧西湖本を条別して考証するが、この②に「十三行の刻本は、武進の唐荆川先生所蔵を以て天下第一と為す。腹潤飛動にして、骨は画中に在り、態は字外に出ず。精彩豔發、突々として人を動かす。今其の六世の孫、薊門制府の家在り。余は曾て一本を借摹し、端石を以て精刻す。凡そ三月にして乃ち成る。原刻に比し、形神具足す。遠く玄晏本の上に出ず矣」というのがそれである。ちなみに『餘清齋帖』卷七、『戲鴻堂帖』卷一、『快雪堂帖』第一の後の一本には「猷之洛神賦遺跡。頭尾外得一十三行、都二百五十字。重加整背。祥符八年八月十日、周越記」という刻款を入れてある。

(413) 孫文介慎行 孫慎行（一五六五—一六三六）字は聞斯、文介は諡。江蘇省武進の人。万曆の進士で官は礼部尚書に至った。『玄晏齋詩選』五卷、『玄晏齋困思抄』三卷、『中庸慎独義』一卷がある。伝は『明史』卷二四三にみえる。

(414) 元晏齋本 元晏齋は前註の孫慎行の齋号。ただし「元」は「玄」の避諱。『復初齋文集』卷二十七「跋孫文介本十三行」に、「（前略）沈凡民（沈鳳）云う『子敬の十三行は、孫文介公、元晏齋に刻す。唐（唐順之）本と合わざる者九字。即ち九字を毀去す。所謂九字損本にして、唐本に遜ること一籌

たり」と。王籀林云う『十三行は武進の唐荆川の蔵する所を以て、天下第一と為す。其の六世の孫の薊門制府（唐執玉）の家在りて、制府は球図のごとく之を守る。昔、孫文介公慎行、荆川本を以て元晏齋に重摹す。首行に〈元晏齋〉及び〈吳門管一蚪摹〉の九字の款有り。精心模刻し、歳余にして乃ち就る。今の世の十三行は、此の上に出ずる者無し。云々」という（註(412)前出の②⑤を合せて大意をとったもの）。

(415) 東昌姚氏 この姚氏本については未詳。

(416) 武進趙氏 この趙氏本については未詳。

(417) 董文敏推荆川本為天下第一本 董其昌『画禪室隨筆』卷一「跋十三行洛神賦」の「（前略）惟だ晋陵の唐太常（唐順之）家蔵の宋搨のみは、当今第一と為す」に拠る。

(418) 抗瓊瑜以和豫 「洛神十三行」の第四行の一句をさす。

(419) 有唐荆川本……恰作匹对也 この二十九字は、本卷「四」条の註(376)・(377)部をうけていう。

(420) 杭州玉版十三行 ここでは(405)前出の賈似道刻青玉版十三行をさすが、また翁方綱に別説もみえる。すなわち『復初齋文集』卷二十七「跋杭本十三行」に「世に行なう杭本十三行は、或ひと謂う、是れ近時玉工の重鑄なりと。予は向きに明の長州の章氏『墨池堂帖』に摹勒する所を以て之を対するに、近人の為る所に非るを知る也。然れども亦た確証あらず。（中略）此の杭州石は、是れ吾が家の蘿軒先生、揚可師（揚賓）に属せるの跋なること疑い無し。云々」というものである。

(421) 蘿軒先生息影山莊 翁高年（一六四七—一七二八）をさす。字は康飴、蘿軒はその号、息影山莊は齋号であろう。浙江省杭州の人。康熙二十七年（一六八八）の進士で、官は広東提学に至った。枯筆古雅の山水画で名がある。著に『白雲山房集』九卷その他がある。伝は『碑伝集補』卷十七、『清画家諸史』卷乙、『国朝書画家筆録』卷一、『国朝画識』卷七にみえる。

(422) 賈似道所鑄 註(405)前出の賈似道が刻した青玉版十三行をさす。なお下文の「賈刻碧玉」も同じ。

(423) 朱文益 朱昆田（四十歳歿。生卒年不詳）の字。号は西峻、浙江省嘉興の人。朱彝尊の子である。つとに詩文をもって聞えた。朱彝尊『曝書亭集』

中に、その『笛漁小稿』が収められている。伝は『碑伝集』巻七一、『清史列伝』朱彝尊附伝、『国朝書人輯略』巻三にみえる。なお下旬に「此の石は是れ後來の翻刻」を引くが、出典を検索し得ない。

(424) 或採明珠 洛神十三行の十一行目の一句。

(425) 趨筆 趨では、ここでの意味をなさない。趨の錯写である。趨筆とはいわゆる「永字八法」の第四をさすが、ここでは俗にいう跳ね出し部の筆法をさす。

(426) 神肖 見かけない語であるが、本巻「六」中に「形神畢肖」の語があるところから、ここでも見事に肖(に)せているとの意。

(427) 棋字訛木旁 洛神十三行の一行目「右蔭挂旗」とあるべきところを、木ヘンに錯写していることを指摘するもの。

(428) 瓊右半添出四 洛神賦十三行の第四行「抗瓊璫以和豫」の瓊の傍の部分をさしている。

(429) 姚字女旁 洛神十三行の十二行目「從南湘之二姚写」の姚の女ヘンをさす。

(430) 此帖 翁方綱が具体的に校勘している杭本十三行は、次のものである。すなわち註(420)前引の中略部に「今、汪孟慈一冊を持ちて来る。前に二種「の玉版十三行」を列す。筆勢と澗痕と皆に相い似たり。而れども前の一種の『指潜淵而』の而の字の右彎は、尚お後の一本の滑滑なるが如きに至らず。『姚』の女旁は、後本 円にして前の古勁に及ばずと雖ども、余の字も亦た多く類す。此に知る、前本は是れ賈似道の碧玉に刻せる本也。其の後一本は、則ち即ち所謂、四桂老人 玉工を親見して鑄せる者なるを。今の世、常に行なう所は、皆に其の後一本なる耳」といい、また最後に「此の冊の前に載す一旧本は、乃ち実にはれ宋時の賈似道本なり。今、常に行う所の者は、乃ち是れ第二本なり。未だ嘗て形神具さに肖ずんばあらずと雖ども、前の一本は之に勝ること遠し矣。杭本を攷うる者、亦た知らざるべからざる也」という。